

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄							備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者	ガッコウホジツ ドツキョウガクケン 学校法人 獨協学園							
フリガナ大学の名称	ドツキョウイカク 獨協医科大学							
大学本部の位置	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地							
大学の目的	獨協医科大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、一般的教養と医学及び看護学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び看護学的知識と技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師及び保健師・助産師・看護師・養護教諭を育成することを目的とし、併せて医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。							
新設学部等の目的	<p>現在の日本では、超少子高齢化が進展し、地域医療の複雑・高度化に対応する地域包括支援システムの推進、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威に伴う保健医療・看護需要の増加により、医療を支える看護師、保健師、助産師のニーズは拡大している。</p> <p>このような背景のもと、栃木県並びに近隣県における看護師、保健師、助産師数は、全国値と比較すると大きく下回り、また正規雇用看護職者の離職率も増加傾向にある。</p> <p>栃木県並びに近隣県はもとより、わが国において、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉の実現のためには、看護職者の養成と確保は喫緊の重要課題である。本学部には、近隣の医療機関等から、看護職者養成数の増員への賛同書が寄せられている。このような現状を踏まえると、本学部において看護職者を養成することは社会的責務であると考え、収容定員の増員を行うものである。</p>							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	医学部 (School of Medicine) 医学科 (Course of Medicine)	6年	120人	—年次人	720人	学士(医学) (Bachelor of Medicine)	昭和48年 第1年次	栃木県下都賀郡壬生町 大字北小林880番地
	看護学部 (School of Nursing) 看護学科 (Course of Nursing)	4年	145 (95)	3年次 10人	600 (400)	学士(看護学) (Bachelor of Science in Nursing)	令和6年4月 第1年次 令和8年4月 第3年次	
	計		265 (215)	3年次 10人	1320 (1120)			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)	<p>【獨協大学】</p> <p>国際教養学部 言語文化学科 [3年次編入学定員減] (△5) (令和6年4月)</p> <p>法学部 国際関係法学科 [3年次編入学定員減] (△5) (令和6年4月)</p> <p>法学部 総合政策学科 [入学定員増] (5) (令和6年4月)</p> <p>法学研究科 博士前期課程 法律学専攻 [入学定員減] (△5) (令和6年4月)</p> <p>外国語学研究所 博士前期課程 ドイツ語学専攻 [入学定員減] (△1) (令和6年4月)</p> <p>外国語学研究所 博士前期課程 英語学専攻 [入学定員減] (△3) (令和6年4月)</p> <p style="margin-left: 20px;">英語学専攻英語教育専修コース } [入学定員減] (△10) (令和6年4月)</p> <p>外国語学研究所 博士前期課程 フランス語学専攻 [入学定員減] (△1) (令和6年4月)</p> <p>外国語学研究所 博士後期課程 ドイツ語学専攻 [入学定員減] (△1) (令和6年4月)</p> <p>外国語学研究所 博士後期課程 英語学専攻 [入学定員減] (△1) (令和6年4月)</p> <p>経済学研究科 博士前期課程 経済・経営情報専攻 経済・経営コース [入学定員減] (△10) (令和6年4月)</p> <p>経済学研究科 博士前期課程 経済・経営情報専攻 情報コース [入学定員減] (△1) (令和6年4月)</p> <p>経済学研究科 博士前期課程 経済・経営情報専攻情報専修コース廃止 (令和6年4月)</p> <p>経済学研究科 博士後期課程 経済・経営情報専攻 [入学定員減] (△4) (令和6年4月)</p> <p>【獨協医科大学】</p> <p>令和6年4月1日より、医学部医学科において「令和6年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて」に基づき、入学定員110名から令和5年度まで認められていた10名に加え6名、計16名を臨時定員として申請予定</p>							

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		【姫路獨協大学】 人間社会学群 国際言語文化学類 (廃止) (△50) ※令和6年4月学生募集停止 現代法学類 (廃止) (△60) ※令和6年4月学生募集停止 産業経営学類 [定員増] (10) 大学院 言語教育研究科 (廃止) (△30) ※令和6年4月学生募集停止 法学研究科 (廃止) (△20) ※令和6年4月学生募集停止							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		— 単位	
		講義	演習	実験・実習	計				
—		— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	看護学部看護学科	人	人	人	人	人	人	人
			15 (15)	13 (13)	12 (12)	11 (11)	51 (51)	0 (0)	75 (75)
			医学部医学科	111 (111)	117 (117)	177 (177)	608 (608)	1013 (1013)	0 (0)
	計	126 (126)		130 (130)	189 (189)	619 (619)	1064 (1064)	0 (0)	187 (187)
	既設	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
			— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	合計		126 (126)	130 (130)	189 (189)	619 (619)	1064 (1064)	0 (0)	187 (187)
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		456 (456)		284 (284)		740 (740)		
	技術職員		3,751 (3,751)		298 (298)		4,049 (4,049)		
	図書館専門職員		9 (9)		1 (1)		10 (10)		
	その他の職員		29 (29)		45 (45)		74 (74)		
	計		4,245 (4,245)		628 (628)		4,873 (4,873)		
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計				
	校舎敷地	137,203.6㎡	3,476.99㎡	5,626.4㎡	146,306.99㎡				
	運動場用地	— ㎡	26,093.9㎡	— ㎡	26,093.9㎡				
	小計	137,203.6㎡	29,570.89㎡	5,626.4㎡	172,400.89㎡				
	その他	1,417,655.3㎡	— ㎡	— ㎡	1,417,655.3㎡				
合計		1,554,858.9㎡	29,570.89㎡	5,626.4㎡	1,590,056.19㎡				
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計				
		294,263.58 ㎡ (272,525.69 ㎡)	10,306.18 ㎡ (10,306.18 ㎡)	7,502.41 ㎡ (7,502.41 ㎡)	312,072.17 ㎡ (290,334.28 ㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	25室	38室	14室	3室 (補助職員 人)	1室 (補助職員 人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数				
		大学全体			199 室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		大学全体	121,470[37,465] (113,970[36,715])	11,982[9,638] (11,982[9,638])	7,014[6,889] (7,014[6,889])	2,163 (2,113)	12,666 (12,666)	368 (368)	
	計	121,470[37,465] (113,970[36,715])	11,982[9,638] (11,982[9,638])	7,014[6,889] (7,014[6,889])	2,163 (2,113)	12,666 (12,666)	368 (368)		

共用する他の学校等
獨協医科大学附属
看護専門学校
面積基準 1,040㎡
収容定員 300名
校地等内借用面積：
27,043.14㎡
借用期間：60年

図書館		面積		閲覧座席数				収納可能冊数		大学全体
		5,895 m ²		333				330,000		
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						大学全体
		7,354.6m ²		武道場テニスコート4面						
経費の 見積り 及び 維持 方法 の 概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体	
		教員1人当り研究費等		830千円	830千円	830千円	830千円			
		共同研究費等		—千円	—千円	—千円	—千円			
		図書購入費	22,410千円	22,410千円	22,410千円	22,410千円	22,410千円			
	設備購入費	4,567,510千円	4,567,510千円	4,567,510千円	4,567,510千円	4,567,510千円				
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	看護学部	1,850千円	1,350千円	1,350千円	1,350千円	—千円	—千円			
	医学部	8,600千円	5,600千円	5,600千円	5,600千円	5,600千円	5,600千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			医療収入、私立大学等経常費補助金、寄付金収入、付随事業収入						
	大学の名称		獨協医科大学							
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	令和3年度より 入学定員増(5) 編入学定員減(△10)
医学部		年	人	年次人	人		倍		栃木県下都賀郡壬生町北小林880	
医学科		6	120	—	720	学士(医学)	1.03	昭和48年度		
看護学部										
看護学科		4	95	3年次 10	395	学士(看護学)	1.02	平成19年度		
医学研究科										
形態学系専攻		4	4	—	16	博士(医学)	0.12	昭和54年度		
機能学系専攻		4	7	—	28	博士(医学)	0.03	昭和54年度		
社会医学系専攻		4	5	—	20	博士(医学)	0.10	昭和54年度		
内科学系専攻		4	13	—	52	博士(医学)	1.19	昭和54年度		
外科学系専攻		4	12	—	48	博士(医学)	1.39	昭和54年度		
看護学研究科										
博士前期課程										
看護学専攻		2	10	—	20	修士(看護学)	0.85	平成24年度		
博士後期課程										
看護学専攻		3	3	—	3	博士(看護学)	1.66	令和5年度	令和5年度開設	
大学の名称		獨協大学								
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
外国語学部		年	人	年次人	人		倍		埼玉県草加市学園町1番1号	
ドイツ語学科		4	565	—	2,260		1.12			
ドイツ語学科		4	120	—	480	学士(外国文化)	1.16	昭和39年度		
英語学科		4	250	—	1,000	学士(外国文化)	1.13	昭和39年度		
フランス語学科		4	95	—	380	学士(外国文化)	1.11	昭和42年度		
交流文化学科		4	100	—	400	学士(外国文化)	1.08	平成21年度		

附属施設の概要	国際教養学部	4	150	3年次 ⁵	610		1.15		
	言語文化学科	4	150	3年次 ⁵	610	学士(外国文化)	1.15	平成19年度	令和6年度 3年次編入学定員減 (△5)
	経済学部	4	680	—	2,720		1.17		
	経済学科	4	280	—	1,120	学士(経済学)	1.16	昭和39年度	
	経営学科	4	280	—	1,120	学士(経済学)	1.19	昭和41年度	
	国際環境経済学科	4	120	—	480	学士(経済学)	1.15	平成25年度	
	法学部	4	355	3年次 ⁵	1,430		1.18		
	法律学科	4	210	—	840	学士(法学)	1.20	昭和42年度	
	国際関係法学科	4	75	3年次 ⁵	310	学士(法学)	1.11	平成11年度	令和6年度 3年次編入学定員減 (△5)
	総合政策学科	4	70	—	280	学士(法学)	1.16	平成20年度	令和6年度 入学定員増 (5)
	法学研究科								
	博士前期課程								
	法律学専攻	2	10	—	20	修士(法学)	0.05	昭和52年度	令和6年度 入学定員減 (△5)
	博士後期課程								
	法律学専攻	3	3	—	9	博士(法学)	0.00	平成元年度	
	外国語学研究科								
	博士前期課程								
	ドイツ語学専攻	2	3	—	6	修士(学術)	0.33	昭和61年度	令和6年度 入学定員減 (△1)
	英語学専攻	2	9	—	18	修士(学術) (英語教育)	0.16	昭和61年度 平成15年度	令和6年度 入学定員減 (△3)
	英語学専攻 英語教育専修コース	1							
	フランス語学専攻	2	3	—	6	修士(学術)	0.33	平成2年度	令和6年度 入学定員減 (△1)
	博士後期課程								
	ドイツ語学専攻	3	2	—	6	博士(学術)	0.00	平成2年度	令和6年度 入学定員減 (△1)
	英語学専攻	3	3	—	9	博士(学術)	0.00	平成2年度	令和6年度 入学定員減 (△1)
	フランス語学専攻	3	1	—	3	博士(学術)	0.00	平成6年度	
	経済学研究科								
	博士前期課程								
	経済・経営情報専攻								
	経済・経営コース	2	12	—	24	修士(経済学)	0.00	平成2年度	令和6年度 入学定員減(△10)
	情報コース	2	2	—	4	修士(経済学)	0.25	平成2年度	令和6年度 入学定員減 (△1)
情報専修コース	1	1	—	1	修士(経済学)	0.00	平成15年度	令和6年度 廃止	
博士後期課程									
経済・経営情報専攻	3	5	—	15	博士(経済学)	0.06	平成4年度	令和6年度 入学定員減 (△4)	

大学等の名称	姫路獨協大学								所在地
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		
人間社会学群	年	人	年次人	人		倍			兵庫県姫路市上大野七丁目2番1号
国際言語文化学類	4	50	—	200	学士(言語文化)	0.49	平成28年度		令和6年4月 学生募集停止
現代法律学類	4	60	—	240	学士(法律学)	0.58	平成28年度		令和6年4月 学生募集停止
産業経営学類	4	70	—	280	学士(経営情報学)	1.03	平成28年度		令和6年度 入学定員変更 (10)
医療保健学部									
理学療法学科	4	40	—	160	学士(医療保健学)	0.88	平成18年度		
作業療法学科	4	40	—	160	学士(医療保健学)	0.41	平成18年度		
言語聴覚療法学科	4	20	—	80	学士(医療保健学)	0.77	平成18年度		
臨床工学科	4	40	—	160	学士(医療保健学)	0.30	平成18年度		
薬学部									
医療薬学科	6	60	—	560	学士(薬学)	0.38	平成19年度		
看護学部									
看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	0.66	平成28年度		
言語教育研究科									
修士課程									
言語教育専攻	2	15	—	30	修士(言語教育)	0.03	平成3年度		令和6年4月 学生募集停止
法学研究科									
修士課程									
法律学専攻	2	10	—	20	修士(法律学)	0.50	平成3年度		令和6年4月 学生募集停止
経済情報研究科									
修士課程									
経済情報専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	0.15	平成5年度		
附属施設の概要	名称：獨協医科大学病院 目的：医学部の教育研究に必要な施設 所在地：栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地 設置年月：昭和49年7月 規模等：病床数1,195床 土地：39,865.8㎡ 建物：106,358.34㎡								
	名称：獨協医科大学埼玉医療センター 目的：医学部の教育研究に必要な施設 所在地：埼玉県越谷市南越谷2丁目1番50号 設置年月：昭和59年6月 規模等：病床数928床 土地：22,285.28㎡ 建物：69,888.82㎡								

附属施設の概要	<p>名称：獨協医科大学日光医療センター 目的：医学部の教育研究に必要な施設 所在地：栃木県日光市森友145-1 設置年月：平成18年4月 規模等：病床数199床 土地：74,937.93㎡ 建物：18,554.09㎡</p>	
	<p>名称：獨協医科大学附属看護専門学校 目的：看護師の養成 所在地：栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地 設置年月：昭和49年4月 規模等：定員300名 土地：5,626.37㎡ 建物：1,969.21㎡</p>	
	<p>名称：獨協医科大学附属看護専門学校三郷校 目的：看護師の養成 所在地：埼玉県三郷市彦成3丁目11番21号 設置年月：平成27年4月 規模等：定員240名 土地：15,443.00㎡ 建物：6,056.13㎡</p>	

学校法人獨協学園 設置認可等に関わる組織の移行表

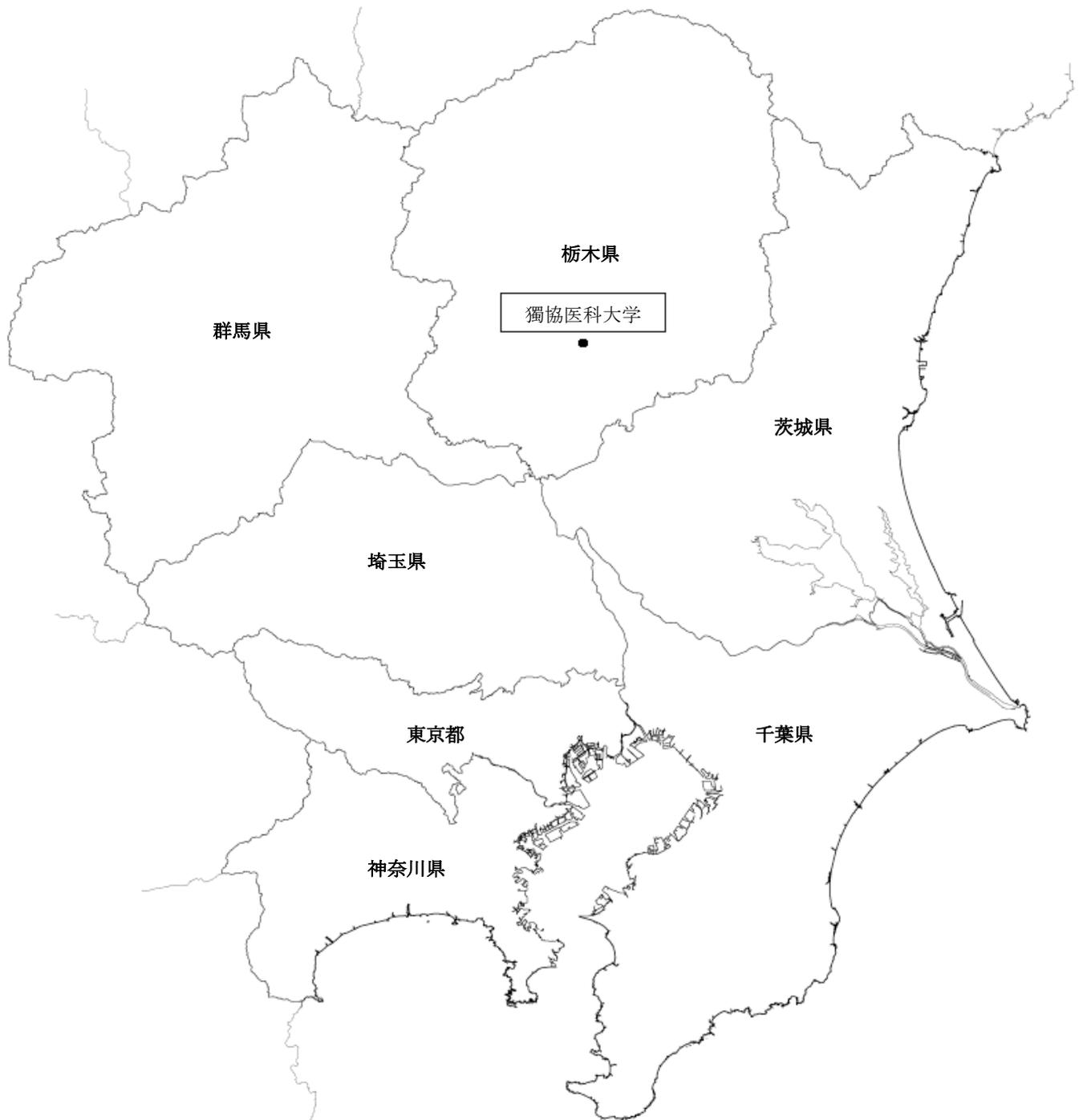
令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
獨協医科大学				獨協医科大学				
医学部 医学科	120	-	720	医学部 医学科	<u>126</u>	-	<u>756</u>	臨時定員変更 (認可申請) 入学定員変更 (認可申請)
看護学部 看護学科	95	10	400	看護学部 看護学科	<u>145</u>	10	<u>600</u>	
助産学専攻科	10	-	10	助産学専攻科	10	-	10	
計	225	10	1130	計	<u>281</u>	10	<u>1366</u>	
獨協医科大学大学院				獨協医科大学大学院				
医学研究科 形態学系専攻(D)	4	-	16	医学研究科 形態学系専攻(D)	4	-	16	
機能学系専攻(D)	7	-	28	機能学系専攻(D)	7	-	28	
社会医学系専攻(D)	5	-	20	社会医学系専攻(D)	5	-	20	
内科学系専攻(D)	13	-	52	内科学系専攻(D)	13	-	52	
外科学系専攻(D)	12	-	48	外科学系専攻(D)	12	-	48	
看護学研究科 看護学専攻(D前期)	10	-	20	看護学研究科 看護学専攻(D前期)	10	-	20	
看護学専攻(D後期)	3	-	9	看護学専攻(D後期)	3	-	9	令和5年度開設
計	54	0	193	計	54	0	193	
獨協医科大学附属看護専門学校				獨協医科大学附属看護専門学校				
医療専門課程看護学科	100	-	300	医療専門課程看護学科	100	-	300	
計	100	-	300	計	100	-	300	
獨協医科大学附属看護専門学校三郷校				獨協医科大学附属看護専門学校三郷校				
医療専門課程看護学科	80	-	240	医療専門課程看護学科	80	-	240	
計	80	-	240	計	80	-	240	
獨協大学				獨協大学				
外国語学部 ドイツ語学科	120		480	外国語学部 ドイツ語学科	120		480	
英語学科	250		1000	英語学科	250		1000	
フランス語学科	95		380	フランス語学科	95		380	
交流文化学科	100		400	交流文化学科	100		400	
国際教養学部 言語文化学科	150	3年次 5	610	国際教養学部 言語文化学科	150	3年次 2	<u>600</u>	令和6年度 編入学定員募集停止
経済学部 経済学科	280		1120	経済学部 経済学科	280		1120	
経営学科	280		1120	経営学科	280		1120	
国際環境経済学科	120		480	国際環境経済学科	120		480	
法学部 法律学科	210		840	法学部 法律学科	210		840	
国際関係法学科	75	3年次 5	310	国際関係法学科	75	3年次 2	<u>300</u>	令和6年度 編入学定員募集停止
総合政策学科	70		280	総合政策学科	<u>75</u>		<u>300</u>	令和6年度 入学定員変更(5)
計	1750	3年次 10	7020	計	<u>1755</u>	3年次 2	7020	
獨協大学大学院				獨協大学大学院				
法学研究科 法律学専攻(M)	10		20	法学研究科 法律学専攻(M)	<u>5</u>		<u>10</u>	令和6年度 入学定員変更(Δ5)
法律学専攻(D)	3		9	法律学専攻(D)	3		9	
外国語学研究科 ドイツ語学専攻(M)	3		6	外国語学研究科 ドイツ語学専攻(M)	<u>2</u>		<u>4</u>	令和6年度 入学定員変更(Δ1)
英語学専攻(M)	9		18	英語学専攻(M)	<u>6</u>		<u>12</u>	令和6年度 入学定員変更(Δ3)
英語学専攻英語教育専修 コース(M)								

学校法人獨協学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
フランス語学専攻(M)	3		6	フランス語学専攻(M)	<u>2</u>		<u>4</u>	令和6年度 入学定員変更(△1)
ドイツ語学専攻(D)	2		6	ドイツ語学専攻(D)	<u>1</u>		<u>3</u>	令和6年度 入学定員変更(△1)
英語学専攻(D)	3		9	英語学専攻(D)	<u>2</u>		<u>6</u>	令和6年度 入学定員変更(△1)
フランス語学専攻(D)	1		3	フランス語学専攻(D)	1		3	
経済学研究科 経済・経営情報専攻(M)				経済学研究科 経済・経営情報専攻(M)				
経済・経営コース(M)	12		24	経済・経営コース(M)	<u>2</u>		<u>4</u>	令和6年度 入学定員変更(△10)
情報コース(M)	2		4	情報コース(M)	<u>1</u>		<u>2</u>	令和6年度 入学定員変更(△1)
情報専修コース(M)	1		1	情報専修コース(M)	削除		削除	令和6年度 廃止
経済・経営情報専攻(D)	5		15	経済・経営情報専攻(D)	<u>1</u>		<u>3</u>	令和6年度 入学定員変更(△4)
計	54		121	計	<u>26</u>		<u>60</u>	
姫路獨協大学				姫路獨協大学				
人間社会学群 国際言語文化学類	50		200	人間社会学群 国際言語文化学類	<u>0</u>		<u>0</u>	令和6年4月 学生募集停止
現代法律学類	60		240	現代法律学類	<u>0</u>		<u>0</u>	令和6年4月 学生募集停止
産業経営学類	70		280	産業経営学類	<u>80</u>		<u>320</u>	令和6年度 入学定員変更 (10)
医療保健学部 理学療法学科	40		160	医療保健学部 理学療法学科	40		160	
作業療法学科	40		160	作業療法学科	40		160	
言語聴覚療法学科	20		80	言語聴覚療法学科	20		80	
臨床工学科	40		160	臨床工学科	40		160	
薬学部 医療薬学科	60		360	薬学部 医療薬学科	60		360	
看護学部 看護学科	80		320	看護学部 看護学科	80		320	
計	460		1960	計	<u>360</u>		<u>1560</u>	
姫路獨協大学大学院				姫路獨協大学大学院				
言語教育研究科 言語教育専攻 (M)	15		30	言語教育研究科 言語教育専攻 (M)	<u>0</u>		<u>0</u>	令和6年4月 学生募集停止
法学研究科 法律学専攻 (M)	10		20	法学研究科 法律学専攻 (M)	<u>0</u>		<u>0</u>	令和6年4月 学生募集停止
経済情報研究科 経済情報専攻 (M)	10		20	経済情報研究科 経済情報専攻 (M)	10		20	
計	35		70	計	<u>10</u>		<u>20</u>	

獨協医科大学 校地位置図

(関東全域)



獨協医科大学学則（案）

昭和48年4月1日
制定

改正	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和57年4月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年7月1日	平成元年4月1日
	平成元年7月28日	平成2年5月25日
	平成2年7月27日	平成3年7月26日
	平成4年3月27日	平成5年3月26日
	平成9年9月25日	平成12年4月1日
	平成13年5月29日	平成17年4月1日
	平成19年4月1日	平成19年5月24日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成23年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成24年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成25年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成29年11月15日
	平成30年4月1日	平成30年10月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和4年4月1日	令和4年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	

第1章 総則

（目的及び使命）

第1条 獨協医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、一般的教養と医学及び看護学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び看護学的知識と技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師及び保健師・助産師・看護師・養護教諭を育成することを目的とし、併せて医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施については、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第2条の2 本学は、その授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施については、別に定める。

（研修の機会等）

第2条の3 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けること、その他必要な取り組みを行うものとする。

2 前項の研修の実施については、別に定める。

(情報公開)

第3条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織、学生定員、修業年限及び在学期間

(学部学科・専攻科)

第4条 本学に、医学部医学科、看護学部看護学科及び助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科に関する事項は、別に定める。

(学部学科の目的)

第4条の2 医学部医学科は、医学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師を育成することを目的とし、併せて医学の発展に寄与することを目的とする。

2 看護学部看護学科は、看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者及び養護教諭を育成すること、併せて看護学の発展に寄与することを目的とする。

(講座・学科目)

第5条 前条の学部学科に、講座又は学科目を置く。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(学生定員)

第8条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

区分	入学定員	編入学定員	収容定員
医学部	110名		660名
看護学部	145名	10名	600名

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、医学部においては6年とし、看護学部においては4年とする。

(在学期間)

第10条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。ただし、第29条第1項及び第2項の規定により入学した者の在学期間については、同条第3項により定められた修業年限の2倍を超えることはできない。

2 同一学年の在学年数は、原則として2年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年は、次の学期に分ける。

(1) 医学部

第1・2・3・4学年においては、原則として次の3学期とする。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から11月第2週まで

3学期 11月第3週から3月31日まで

第5・6学年においては、原則として次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

- (2) 看護学部
前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から3月31日まで
(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日（4月23日）
 - (4) 春季休業（3月下旬から4月上旬まで）
 - (5) 夏季休業（医学部においては7月中旬から8月下旬まで、看護学部においては8月上旬から9月下旬まで）
 - (6) 冬季休業（12月下旬から1月上旬まで）
- 2 前項第4号から第6号の休業期間は、都度、学長が定める。
- 3 学長は、必要がある場合は、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位・授業時間数)

第14条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目の3種に分け、それぞれの単位又は授業時間数は、医学部は別表第1、看護学部は別表第2のとおりとする。

(授業科目の履修)

第15条 各学年においては、前条に定める授業科目について、所定の単位又は時間数を履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第16条 医学部における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15～22時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30～44時間の授業をもって1単位とする。
- 2 看護学部における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により卒業要件として認める単位数は、原則として60単位を限度とする。

(授業科目履修の認定及び成績の評価)

第19条 授業科目履修の認定は、試験その他の審査による。

- 2 試験及び評価に関する事項は、第52条第1項に定める当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修そ

の他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第23条 本学の学生が、第20条及び第21条に定める大学等で授業科目の履修を希望する場合、学長は、当該学部の教授会の議を経て許可することができる。

(本学以外で履修した科目及び単位の取扱い)

第24条 本学以外で修得した科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

第5章 進級、卒業及び学位の授与

(進級)

第25条 医学部においては、各学年に1年以上在学し、第14条の履修科目を修得した者は、進級することができる。進級できなかった者は留年とし、当該学年の必修科目を全て再履修するものとする。

2 看護学部における進級は、当該教授会の議を経て、学長が定める。

(卒業及び学位の授与)

第26条 医学部においては、6年以上在学して所定の履修科目を修得し、かつ、卒業試験に合格した者は卒業することを認め、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては、4年以上在学し、所定の履修科目を修得した者は卒業することを認め、学士（看護学）の学位を授与する。

3 前2項の学位に関する事項は、獨協医科大学学位規程に定めるところによる。

(教育職員免許状の所要資格)

第26条の2 看護学部において教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の教育職員免許状の所要資格を取得できる免許状の種類は、養護教諭一種免許状とする。

3 教育職員免許状の所要資格取得に関する事項は、別に定める。

第6章 入学、編入学、転入学、留学、転学、休学、復学、退学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第28条 第1学年に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当

該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

2 入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

（編入学及び転入学）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者が、本学の医学部への入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

(1) 4年制以上の大学を卒業した者で編入学を志願するもの

(2) 外国の大学を卒業し、日本の学士と同等の学力を有する者で編入学を志願するもの

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で編入学を志願するもの

(4) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者が、本学の看護学部への入学を志願するときは、選考の上、編入学にあっては、第3学年に入学を許可するものとし、転入学にあっては、相当の学年に入学を許可することができる。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業した者で編入学を志願するもの

(2) 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの

(3) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第4条第1項に規定する指定基準を満たすものに限る。）を修了した者で編入学を志願するもの

(4) 他の大学の看護に係る学科に在学中の者で、当該大学長の許可を受けて転入学を志願するもの

3 前2項の規定により入学を許可された者の編入学学年（看護学部への編入学者を除く。）又は転入学学年及び修業年限については、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

4 第1項及び第2項の入学許可に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

（留学）

第30条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て、許可を得なければならない。

2 留学期間は、第10条の在学期間に算入する。

（転学）

第31条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、その理由を具して学長に願い出て、許可を得なければならない。

（休学及びその期間）

第32条 疾病その他やむを得ない理由により、引続き3か月以上就学することができない者は、その理由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得た上で当該学年の終りまで休学することができる。なお、引続き休学するときは、その理由を具して改めて学長に願い出なければならない。ただし、休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

2 休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第33条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

2 第36条第1号から第3号までの規定により除籍された者が、1か月以内に復学を願い出たとき

は、学長は、当該学部の教授会の議を経て、許可することができる。

3 復学の時期は、学年の始めとする。ただし、事情により、学長は、当該学部の教授会の議を経て、学年の中途においても復学を許可することができる。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

(再入学)

第35条 前条により退学した者が、2年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 再入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(除籍)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく、所定の期日までに学費を納入しない者
- (2) 休学期間満了後1か月以内に何等の手続をしない者
- (3) 留年したとき、学年開始1か月以内に何等の手続をしない者
- (4) 第10条に規定する在学期間を超えた者
- (5) 第32条に規定する休学期間を超えた者
- (6) 死亡が確認された者
- (7) 行方不明の届出のあった者
- (8) 疾病が3年以上にわたり、なお回復が困難で学業の継続ができないと校医が診断した者

第7章 学費

(学費の納入)

第37条 授業料等納入すべき学費は、次のとおりとする。

(1) 医学部

入学検定料	60,000円	
入学金	1,500,000円	
授業料(年額)	3,500,000円	
教育充実費(年額)	3,600,000円	初年度
	2,100,000円	次年度以降

(2) 看護学部

入学検定料	30,000円
入学金	500,000円
授業料(年額)	850,000円
教育充実費(年額)	500,000円

2 既に納入した学費は、返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、所定の期日までに入学辞退届を提出し、学費の返還を申し出た場合は、入学金を差し引いた額を返還するものとする。

3 学費は、停学期間中でも減免しない。

(学費の納入期日)

第38条 学費は、所定の期日までに一括して納入しなければならない。ただし、授業料については、事前に許可を受け、年額を前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に等分し、前期分は4月末日まで、後期分は9月末日までに納入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のある者については、学長は、願い出により期間を定めて学費の延納を認めることができる。

(休学者及び退学者等の学費の扱い)

第39条 学年の初日から1年間休学を許可された者に対しては、当該年度の授業料と教育充実費を免除する。ただし、年度途中で復学した場合は、この限りでない。

2 前期の中途において休学又は退学を許可された者並びに第36条第6号及び第7号の規定により除

籍された者に対しては、第37条第2項本文の規定にかかわらず、授業料の半額を還付する。ただし、退学処分を受けた者については、本項は適用しない。

第8章 委託生、聴講生及び科目等履修生

(委託生)

第40条 公共又は民間の諸機関から委託生の受入れについて依頼があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、委託生としての入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、委託生に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(聴講生)

第41条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生としての入学を許可することができる。

2 聴講生は、当該授業科目の試験を受けることができる。

3 前2項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(科目等履修生)

第42条 本学看護学部所定の授業科目のうち、1科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としての入学を許可することができる。

2 科目等履修生で授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位修得の認定を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、看護学部教授会の議を経て、学長が定める。

第9章 研究生

(研究生)

第43条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として受け入れることができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、当該学部の教授会の議を経て、学長が定める。

第10章 公開講座等

(公開講座等)

第44条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

2 公開講座等に関する事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第45条 人物、学業ともに優れ、他の学生の模範となる行為をした者は、学長は、当該学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

2 学生の表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第46条 本学の教育方針に違反し、又は学生の本分にもとる行為をした者は、学長は、当該学部の教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の懲戒の手続きに関する事項は、別に定める。

第12章 奨学金

(奨学金制度)

第47条 本学に、奨学金制度を設ける。

2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第13章 教職員組織

(教職員の区分)

第48条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、補助員、その他の職員

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。

3 医学部及び看護学部に、それぞれ学部長を置く。

4 前3項の教職員の任用等に関する必要な事項は、別に定める。

(学長等の役割)

第48条の2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 医学部長は、医学部に関する校務をつかさどる。

4 看護学部長は、看護学部に関する校務をつかさどる。

(教職員の組織)

第49条 教職員の組織については、別に定める。

第14章 学長諮問会議

(学長諮問会議)

第50条 本学の管理運営に関する基本的かつ重要な事項について、学長が意思決定をするにあたり必要な検討を行うため学長諮問会議を置く。

2 学長諮問会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 医学部長及び看護学部長

(4) 大学院医学研究科長及び大学院看護学研究科長

(5) 大学病院長、埼玉医療センター病院長及び日光医療センター病院長

(6) 事務局長

(7) 医学部基礎連絡会委員長

(8) 医学部臨床連絡会委員長

(9) 医学部教務部長及び看護学部教務部長

(10) 医学部学生部長及び看護学部学生部長

(11) その他学長が必要と認めた者若干名

3 学長諮問会議は、学長が招集し、その議長となる。

4 学長諮問会議の運営等に関する事項は、別に定める。

第15章 削除

第51条 削除

第16章 教授会

(教授会)

第52条 本学の医学部及び看護学部に、それぞれ教授会を置く。

2 医学部教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 医学部長

(2) 学長が指名する副学長

(3) 講座主任教授

(4) 埼玉医療センター病院長及び副院長

(5) 日光医療センター病院長

3 看護学部教授会は、看護学部長、教授及び学長が指名した副学長をもって組織する。

4 前2項の規定にかかわらず、学長及びそれぞれの学部長が必要と認めた者を当該教授会の構成員に加えることができる。

5 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

- 6 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 8 教授会の運営等に関する事項は、別に定める。

第17章 厚生・保健

(厚生・保健施設)

第53条 本学に、学生の厚生・保健のための施設を置くものとする。

- 2 前項の施設については、別に定める。

第18章 学友会

(学友会)

第54条 本学に、課外教育活動の組織として、教職員及び学生で組織する学友会を置く。

- 2 学友会に関する事項は、別に定める。

第19章 附属施設

(附属施設)

第55条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 獨協医科大学病院
 - (2) 獨協医科大学埼玉医療センター
 - (3) 獨協医科大学日光医療センター
 - (4) 獨協医科大学附属看護専門学校
 - (5) 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校
- 2 前項の各附属施設の組織、運営等に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。
- 2 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和52年度以前の入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料 (年額)	1,000,000円
施設費 (年額)	500,000円
実験実習費 (年額)	200,000円

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和53年度及び昭和54年度入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料 (年額)	1,800,000円
施設費 (年額)	500,000円
実験実習費 (年額)	200,000円

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和55年度及び昭和56年度入学者の授業料及びその他の納付すべき

学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	2,300,000円
教育充実費（年額）	700,000円

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第24条の規定にかかわらず、昭和57年度入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	2,600,000円
教育充実費（年額）	900,000円

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年7月28日から施行する。

附 則（平成2年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 獨協医科大学学則の一部を改正する学則（昭和57年4月1日施行）附則第2項の表中

施設費（年額）	515,000円
実験実習費（年額）	200,000円

を

教育充実費（年額）	700,000円
-----------	----------

に改める。

- 3 獨協医科大学学則の一部を改正する学則（昭和58年4月1日施行）附則第2項の表中

施設費（年額）	721,000円
実験実習費（年額）	200,000円

を

教育充実費（年額）	900,000円
-----------	----------

に改める。

- 4 この学則による改正後の獨協医科大学学則第24条の規定にかかわらず、昭和58年度から平成2年度までの入学者の授業料及びその他の納付すべき学費の金額は、次のとおりとする。

授業料（年額）	2,900,000円
教育充実費（年額）	1,600,000円

附 則（平成2年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成4年3月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

2 改正前の第16条第2項の規定による学士の称号は、改正後の第16条第1項の規定による学士の学位とみなす。

附 則（平成5年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成5年3月26日から施行する。

附 則（平成9年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成9年9月25日から施行する。

附 則（平成11年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 獨医大学則第1号）

1 この学則は、平成13年5月29日から施行する。

2 改正後の第24条第1項の規定は、平成14年度の入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成19年5月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年 獨医大学則第2号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の入学者並びに平成21年度及び平成22年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の收容定員欄中「660」とあるのは、平成21年度においては「610」、平成22年度においては「620」、平成23年度においては「630」、平成24年度においては「640」とし、平成25年度においては「650」とする。

附 則（平成21年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の收容定員欄中「690」とあるのは、平成22年度においては「625」、平成23年度においては「640」、平成24年度においては「655」、平成25年度においては「670」とし、平成26年度においては「685」とする。

附 則（平成22年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 獨医大学則第3号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前の入学者並びに平成23年度及び平成24年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 獨医大学則第1号）

（平成23年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 獨医大学則第4号）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学者並びに平成24年度及び平成25年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 獨医大学則第5号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の收容定員欄中「708」とあるのは、平成24年度においては「658」、平成25年度においては「676」、平成26年度においては「694」、平成27年度においては「702」とし、平成28年度においては「705」とする。

附 則（平成24年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 獨医大学則第3号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者並びに平成25年度及び平成26年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の表の収容定員欄中「720」とあるのは、平成25年度においては「678」、平成26年度においては「698」、平成27年度においては「708」、平成28年度においては「713」とし、平成29年度においては「718」とする。

附 則（平成25年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者並びに平成26年度及び平成27年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成29年11月15日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第4号）

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和2年度	120名	720名
令和3年度	120名	720名
令和4年度	110名	710名
令和5年度	110名	700名
令和6年度	110名	690名

令和7年度 110名 680名

令和8年度 110名 670名

附 則（令和2年 獨医大学則第2号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 獨医大学則第3号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの看護学部の収容定員は、次のとおりとする。

令和3年度 395名

令和4年度 390名

令和5年度 395名

附 則（令和2年 獨医大学則第6号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学者については、次のとおりとする。

（2）看護学部

入学検定料	30,000円
入学金	500,000円
授業料（年額）	850,000円
実験実習費（年額）	300,000円
施設設備費（年額）	200,000円

附 則（令和3年 獨医大学則第1号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 獨医大学則第2号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第37条第1項第1号の規定にかかわらず、医学部の入学金及び教育充実費（年額）は令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者についてはなお従前の例による。

附 則（令和3年 獨医大学則第4号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年 獨医大学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
令和4年度	120名	720名
令和5年度	110名	710名
令和6年度	110名	700名
令和7年度	110名	690名
令和8年度	110名	680名
令和9年度	110名	670名

附 則（令和4年 獨医大学則第2号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年 獨医大学則第 号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

附 則（令和5年 獨医大学則第 号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの看護学部の収容定員は、次のとおりとする。

	収容定員
令和6年度	450名
令和7年度	500名
令和8年度	550名

- 3 令和5年度以前の入学者並びに令和6年度及び令和7年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

医学部（第14条関係）

別表第2

看護学部（第14条関係）

別表第1 医学部（第14条関係）

(1) 必修科目（第1学年）

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
教養医科学	0.5	○			
スポーツ科学	0.5	○	○		
総合英語AⅠ	0.5	○			
総合英語AⅡ	0.5		○		
総合英語AⅢ	0.5			○	
総合英語B	0.5	○	○		
医学英語Ⅰ	1	○	○		
統計学	1		○	○	
数学	1	○			
医学情報リテラシー	1	○			
人体の物理学	1.5	○	○		
物理学実験	0.5		○		
生体関連化学基礎	1	○	○		
物質の科学	1	○	○		
化学実験	0.5		○		
細胞の生物学Ⅰ	1	○			
細胞の生物学Ⅱ	1		○		
生物学実習	0.5		○		
組織学総論	1			○	
人体の発生学	1			○	
解剖学概論	1			○	
地域医療学	0.5	○	○		
コミュニティヘルスインターンシップ ^o (CHI) (地域医療早期体験実習)	1	○			
これからの時代を生き抜くための医師のキャリアプラン	1.5	○	○		
PBLテュートリアルⅠ	1			○	
スタディ・スキルズ	1	○			
早期臨床体験実習	0.5		○		
骨学・筋学	1			○	
生理学総論と生体の情報	1			○	
メディカル・プロフェッショナリズムⅠ	2.5	○	○	○	
外科入門	0.5		○		
生体分子とその代謝	2			○	
計	29.5				

(2) 選択必修科目（第1学年）

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
文学	0.5	○			いずれか 1科目を履修
健康科学	0.5	○			
社会思想史	0.5	○			
文章の論理	0.5	○			
医学・生物学研究のためのプロレゴメナ	0.5	○			
異文化間コミュニケーション	0.5	○			
異文化理解－ヨーロッパ編	0.5	○			
異文化理解－中国編	0.5	○			
生命現象を考える	0.5	○			
発生・生殖生物学	0.5	○			
名画で鍛える診療のエッセンス	0.5	○			

フィクションとファクトから学ぶ医療倫理	0.5	○		
アダブテッド・スポーツ	0.5	○		
ドイツ文学	0.5	○		
生命倫理と社会の課題を考えよう	0.5	○		
化学実験初歩	0.5	○		
薬用・有毒植物図鑑をつくろう！	0.5	○		
心理学と医療	0.5	○		
分子生理学入門ー遺伝子改造への道	0.5	○		
がん細胞を扱おう	0.5	○		
医療と人間・文化・社会	0.5	○		
医療と人権	0.5		○	
異文化間コミュニケーション	0.5		○	
イギリス文学概観	0.5		○	
異文化理解ーヨーロッパ編 旅、文化、歴史	0.5		○	
失敗の考察	0.5		○	
中国語ー音読	0.5		○	
『ハムレット』の独白を読む	0.5		○	
ガストロノミーとフランス文学	0.5		○	
ドイツ文学	0.5		○	
生命現象を考える	0.5		○	
化学実験初歩	0.5		○	
薬用・有毒植物図鑑をつくろう！	0.5		○	
発生・生殖生物学	0.5		○	
線形代数の基礎	0.5		○	
健康科学	0.5		○	
臨床心理学	0.5		○	
医学と生化学	0.5		○	
日本発の医療・創薬を学ぶ	0.5		○	
がん細胞を扱おう	0.5		○	
遺伝子工学入門：光る大腸菌をつくろう！	0.5		○	
ノーベル賞から学ぶ免疫学	0.5		○	
がん免疫療法の誕生	0.5		○	
デジタル空間・ロボット等を通して 医療・教育におけるSociety5.0を学ぶ	0.5		○	
精子のはなし	0.5		○	
研究の倫理と科学を考えよう ～社会に結び付く研究って何だろう？～	0.5		○	
国際感染症学入門	0.5		○	
最後の日々と時間	0.5		○	
名画で鍛える診療のエッセンス	0.5		○	
文学	0.5			○
社会思想史	0.5			○
文章の論理	0.5			○
異文化間コミュニケーション	0.5			○
異文化理解ーヨーロッパ編	0.5			○
異文化理解ー中国編	0.5			○
生命現象を考える	0.5			○
大学構内の自然観察	0.5			○
発生・生殖生物学	0.5			○
工学発展と医学研究	0.5			○
感じて、見て、考える、放射線の基礎	0.5			○
発達心理学	0.5			○

いずれか
1科目を履修

いずれか
1科目を履修

化学実験初歩	0.5			○	
名画で鍛える診療のエッセンス	0.5			○	
フィクションとファクトから学ぶ医療倫理	0.5			○	
ドイツ文学（読解）	0.5			○	
ガストロノミーとフランス文学	0.5			○	
医療倫理と決断の悩ましさを考えよう	0.5			○	
医学の中のドイツ語	0.5			○	
スポーツ医学について学ぶ	0.5			○	
ドイツ語	2	○	○	○	いずれか 1科目を履修
フランス語	2	○	○	○	
中国語	2	○	○	○	
ロシア語	2	○	○	○	
計	42.5				

(3) 選択科目 (第1学年)

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
医学研究室配属 I	1	○	○	○	自由選択科目 ※履修科目として登録できる単位数は、3単位を上限とする。
地域包括医療実習 I	1	○	○	○	
物理学（基礎・演習）	0.5	○			
物質の科学演習	0.5	○	○		
やさしくわかる 臨床疫学・統計解析	0.5	○	○	○	
病理学演習	0.5	○	○	○	
実践で学ぶロジカル・プレゼンテーションスキル	0.5		○	○	
再生医学入門	0.5		○	○	
生殖学	0.5			○	
化学基礎	0.5	○			
細胞の生物学 I 勉強会	0.5	○			
細胞の生物学 II 勉強会	0.5		○		
読書会	0.5	○	○	○	
失敗しない医学の学び方	0.5	○			
「エビデンス」とは何か？ クリティカルシンキングを身に付ける	0.5		○	○	
最先端分子医学研究入門―目指せ、世界の研究医！ 難病解明へ挑む―	0.5	○	○		
眼科	0.5	○	○	○	
計	9.5				

(4) 必修科目 (第2学年)

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
英語 II L	1	○	○	○	
英語 II R	1	○	○	○	
医学英語 II	0.5		○	○	
生体分子とその代謝	2	○			
解剖学各論 I	1.5	○			
解剖学各論 II	2	○			
解剖学実習	4.5	○			
組織学実習	1	○			
植物性機能生理学 I	1	○			
消化吸収と栄養の代謝	1.5		○		
神経生理学	2		○		
神経解剖学	1.5		○		
脳実習	0.5		○		

分子生物学	1	○			
生化学実習	1		○		
植物性機能生理学Ⅱ	2		○		
生理学実習	1		○		
微生物学	1.5			○	
微生物学実習	1			○	
病理学総論・総論実習	2			○	
PBLテュートリアルⅡ	0.5		○	○	
薬理学Ⅰ	1			○	
メディカル・プロフェッショナルリズムⅡ	1			○	
医学研究実習（ベーシック）	3			○	
基礎統合演習	1			○	
医動物学	0.5			○	
医動物学実習	0.5			○	
免疫学	1			○	
計	38				

(5) 選択科目 (第2学年)

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
医学研究室配属Ⅱ	1	○	○	○	自由選択科目 ※履修科目として登録できる単位数は、3単位を上限とする。
地域包括医療実習Ⅱ	1	○			
やさしくわかる 臨床疫学・統計解析	0.5	○	○	○	
ロシア語ステップアップ講座	0.5	○	○	○	
病理学演習	0.5	○	○	○	
ステップアップドイツ語	0.5	○	○	○	
ステップアップ中国語	0.5	○	○	○	
再生医学入門	0.5		○	○	
アニョハセヨ!韓国語	0.5	○	○	○	
眼科	0.5	○	○	○	
計	6				

(6) 必修科目 (第3学年)

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
医学英語Ⅲ	0.5	○			
薬理学Ⅱ	2	○			
薬理学実習	1		○		
医動物学	0.5	○			
医動物学実習	0.5	○			
免疫学	1	○			
消化器	2.5	○			
循環器	2.5	○			
一般外科	0.5	○			
予防医学・臨床疫学	0.5		○		
呼吸器	2		○		
放射線医学	0.5		○		
脳・神経	1.5		○		
内分泌・代謝	1.5		○		
耳鼻・咽喉・口腔	1.5		○		
感染症	1			○	
血液・造血器	0.5			○	
産科婦人科学	2			○	
腎・泌尿器	1.5			○	

小 児 医 学	2			○	
運 動 器	1.5			○	
ア レ ル ギ ー ・ 膠 原 病	1			○	
病 理 学 各 論 I	0.5	○			
病 理 学 各 論 II	1		○		
病 理 学 各 論 III	1			○	
病 理 学 各 論 実 習	0.5	○	○	○	
アドバンスト・コミュニティヘルスインターンシップ (ACHI)	0.5		○		
衛 生 学	1	○			
衛 生 学 実 習	0.5			○	
医学研究実習 (アドバンスト)	2	○			
メディカル・プロフェッショナルリズムⅢ	1	○			
計	36				

(7) 選択科目 (第3学年)

科 目 名	単位数	1 学期	2 学期	3 学期	備 考
医 学 研 究 室 配 属 Ⅲ	1	○	○	○	自由選択科目 ※履修科目として登録できる単位数は、3単位を上限とする。
地 域 包 括 医 療 実 習 Ⅲ	1	○			
病 理 学 演 習	0.5	○	○	○	
やさしくわかる 臨床疫学・統計解析	0.5	○	○	○	
ロシア語ステップアップ講座	0.5	○	○	○	
集 中 治 療 医 学	0.5		○	○	
ステップアップドイツ語	0.5	○	○	○	
ステップアップ中国語	0.5	○	○	○	
病 理 診 断 実 践 演 習	0.5	○	○	○	
再 生 医 学 入 門	0.5		○	○	
ス ポ ー ツ 整 形 外 科	0.5		○	○	
内 分 泌 代 謝 学	0.5		○		
ア ニ ョ ハ セ ヨ ! 韓 国 語	0.5	○	○	○	
眼 科	0.5	○	○	○	
血 液 ・ 造 血 器	0.5			○	
計	8.5				

(8) 必修科目 (第4学年)

科 目 名	単位数	前期	後期	備 考
医 学 英 語 IV	0.5	○		
公 衆 衛 生 学	1	○		
東 洋 医 学	0.5	○		
法 医 学	1	○		
公 衆 衛 生 学 実 習	0.5	○		
法 医 学 実 習	0.5	○		
検 査 医 学	1	○		
精 神 医 学	1	○		
麻 酔	0.5	○		
救 急 医 学	1.5	○		
眼 ・ 視 覚	0.5	○		
皮 膚	0.5	○		
形 成 ・ 再 建	0.5	○		
医療の社会連携・実装科学	0.5	○		
緩 和 ケ ア	0.5	○		
症 候 学	1.5	○		
臨 床 腫 瘍 学	0.5	○		

臨床基本実習	3		○		
臨床推論演習Ⅰ	1.5		○		
臨床推論演習Ⅱ	1.5		○		
臨床推論演習Ⅲ	1.5		○		
医事法制	0.5	○			
総合診療	0.5	○			
遺伝子と医学	1	○			
老年医学	0.5	○			
メディカル・プロフェッショナリズムⅣ	0.5	○			
計	23				

(9) 選択科目 (第4学年)

科目名	単位数	前期	後期	備考
医学研究室配属Ⅳ	1	○	○	自由選択科目 ※履修科目として登録できる単位数は、3単位を上限とする。
地域包括医療実習Ⅳ	1	○		
病理学演習	0.5	○	○	
やさしくわかる 臨床疫学・統計解析	0.5	○	○	
ロシア語ステップアップ講座	0.5	○	○	
消化器内視鏡学	0.5	○	○	
集中治療医学	0.5		○	
ステップアップドイツ語	0.5	○	○	
ステップアップ中国語	0.5	○	○	
病理診断実践演習	0.5	○	○	
生理学・薬理学CBT対策補習	0.5	○		
再生医学入門	0.5		○	
スポーツ整形外科	0.5		○	
内分泌代謝学	0.5		○	
スポーツによる中枢神経の外傷	0.5	○		
アニョハセヨ！韓国語	0.5	○	○	
眼科	0.5	○	○	
検査値の読み方	0.5		○	
災害医療	0.5		○	
口腔ケア学	0.5	○		
計	11			

(10) 必修科目 (第5学年)

科目名	単位数	備考
CC(Clinical Clerkship)	68	
メディカル・プロフェッショナリズムⅤ	0.5	
計	68.5	

(11) 選択科目 (第5学年)

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
医学研究室配属Ⅴ	1	○	○	○	自由選択科目 ※履修科目として登録できる単位数は、3単位を
やさしくわかる 臨床疫学・統計解析	0.5	○	○	○	
消化器内視鏡学	0.5	○	○	○	
集中治療医学	0.5		○	○	
ロシア語ステップアップ講座	0.5	○	○	○	
病理学演習	0.5	○	○	○	
高齢者肺癌に対するサポート介入を考える	0.5		○		
ステップアップドイツ語	0.5	○	○	○	
計					

ステップアップ中国語	0.5	○	○	○	上限とする。
病理診断実践演習	0.5	○	○	○	
再生医学入門	0.5		○	○	
スポーツ整形外科	0.5		○	○	
スポーツによる中枢神経の外傷	0.5	○			
アニョハセヨ！韓国語	0.5	○	○	○	
計	7.5				

(12) 必修科目 (第6学年)

科目名	単位	備考
ACC(Advanced Clinical Clerkship)	16	
カテゴリーⅠ	1.5	
カテゴリーⅡ	1.5	
カテゴリーⅢ	2	
カテゴリーⅣ	1.5	
メディカル・プロフェッショナリズムⅥ	0.5	
計	23	

(13) 選択科目 (第6学年)

科目名	単位数	1学期	2学期	3学期	備考
医学研究室配属Ⅵ	1	○	○	○	自由選択科目 ※履修科目として登録できる単位数は、1.5単位を上限とする。
やさしくわかる 臨床疫学・統計解析	0.5	○	○	○	
消化器内視鏡学	0.5	○	○	○	
病理学演習	0.5	○	○	○	
集中治療医学	0.5		○	○	
病理診断実践演習	0.5	○	○	○	
再生医学入門	0.5		○	○	
スポーツ整形外科	0.5		○	○	
スポーツによる中枢神経の外傷	0.5	○			
計	5				

(14) 開設及び所要履修単位数・時間数

①単位数

(単位)

区分学年	必修科目		選択必修科目		自由選択科目	
	開設数	所要履修数	開設数	所要履修数	開設数	所要履修数
第1学年	29.5	29.5	42.5	3.5	9.5	
第2学年	38	38			6	
第3学年	36	36			8.5	
第4学年	23	23			11	
第5学年	68.5	68.5			7.5	
第6学年	23	23			5	
計	218	218	42.5	3.5	47.5	0

別表第2 看護学部（第14条関係）

各学年の1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、48単位とする。

S: Semester →: 通年開講

区分	領域	授 業 科 目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		
					必	選	自		1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S	
基 盤 科 目	人文科学	哲学	15	8		1			1								
		文学	15	8		1			1								
		芸術	15	8		1											1
		ジェンダーとセクシュアリティ	15	8		1			1								
		生命倫理学	15	8		1				1							
		宗教学	15	8		1						1					
		壬生の歴史と文化	15	8		1				1							
	自然科学	化学	15	8		1			1								
		生物学	15	8		1			1								
		人間工学	15	8		1				1							
		生活環境論	15	8		1				1							
		地球環境論	15	8		1							1				
		天文と気象	15	8		1										1	
	社会科学	ボランティア論	15	8		1			1								
		人間と歴史	15	8		1				1							
		社会学	15	8		1							1				
		異文化理解	15	8		1										1	
		国際社会の動向	15	8		1						1	1				
		スポーツと健康	45	23		2			2								
		日本国憲法と人権	30	15		2				2							
	アカデミックスキル	コミュニケーション英語	30	15	1				1								
		医療英語	30	15	1					1							
		実践英語	30	15		1						1		1			
		アカデミック英語	15	8		1										1	
		中国語 ○	30	15		1						1					
		韓国語 ○	30	15		1						1					
		フランス語 ○	30	15		1						1					
		ドイツ語 ○	30	15		1						1					
		情報リテラシー	30	15	2				2								
		教育原論	30	15	2				2								
		統計学	15	8	1					1							
		アカデミックスキル基礎	30	15	1				1								
		アカデミックスキル応用	30	15	1					1							
医療技術の進歩と医療	15	8		1							1						
小 計			720	371	9	29	0	21以上	14	10	5	1	5	1	3	1	
	人体の構造Ⅰ	30	15	2					2								
	人体の構造Ⅱ	15	8	1					1								
	人体の機能Ⅰ	30	15	2						2							

必修9単位＋選択12単位以上
 選択2単位以上
 選択2単位以上
 選択2単位以上
 （※第二外国語（○印）はいずれか一科目選択必修）
 （看護師課程のみの学生は3・4年次でそれぞれ選択1単位以上）

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次						
					必	選	自		1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S					
健康	健康	人体の機能Ⅱ	15	8	1					1											
		生化学	15	8	1					1											
		発達心理学	30	15	2				2												
		病態治療内科学	30	15	2							2									
		病態治療外科学	30	15	2							2									
		微生物学	15	8	1						1										
		病理学	15	8	1						1										
		薬理学	15	8	1							1									
		臨床栄養学	15	8	1							1									
		臨床検査	15	8	1							1									
		臨床心理学	15	8		1							1								
		リハビリテーション論	15	8		1								1							
		放射線と看護	15	8		1								1							
		東洋医学	15	8		1								1							
		補完代替療法	15	8		1									1						
		社会保障論	15	8	1								1								
		公衆衛生学	15	8	1						1										
		疫学・保健統計 ※2	15	8		1										1					
		保健医療福祉行政論	30	15	2									2							
		学校保健と産業保健 ※2	30	15		2									2						
		周産期医学 ※1	15	8		1									1						
		多職種連携論	15	8	1								1								
		専門基盤科目	専門基盤科目	看護学原論	30	15	2				2										
				看護倫理	15	8	1							1							
				看護人間関係論	30	15	2					2									
				日常生活援助論	60	30	2					2									
				診断－治療援助論	60	30	2						2								
				看護過程展開論	30	15	2							2							
				フィジカルアセスメント	30	15	2							2							
				成人看護学	15	8	1						1								
				高齢者看護学	15	8	1						1								
				高齢者看護方法論	30	15	2							2							
				急性期看護学	15	8	1								1						
				急性期看護方法論	30	15	2									2					
慢性期看護学	15			8	1									1							
慢性期看護方法論	30			15	2										2						
母性看護学	15			8	1								1								
母性看護方法論	30			15	2									2							
小児看護学	15			8	1									1							
小児看護方法論	30			15	2										2						
在宅看護学	15			8	1									1							
在宅看護方法論	30			15	2										2						
看護	看護																				

必修62単位＋選択7単位以上

(※1印) 助産師課程は必修

(※2印) 保健師課程は必修

選択3単位以上

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		
					必	選	自		1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S	
		精神看護学	15	8	1							1					
		精神看護方法論	30	15	2								2				
		公衆衛生看護学	15	8	1						1						
		公衆衛生看護方法論	30	15	2							2					
		エンドオブライフケア論	15	8		1							1				
		がん看護学	15	8		1							1				
		感染看護学	15	8		1							1				
		災害看護学 ※2	15	8		1							1				
		家族看護学	15	8		1							1				
		医療安全	15	8	1								1				
		国際看護学演習	30	15		1						1		1			
		養護概説	30	15		2							2				
		女性の基礎科学 ※1	15	8		1							1				
		助産学概論 ※1	15	8		1							1				
		産褥期助産診断・技術学 ※1	15	8		1							1				
		新生児・乳幼児期助産診断・技術学 ※1	15	8		1							1				
小計		1320	679	62	21	0	69以上	11	11	19	19	22	2	0	0		
専門科目	実践	コミュニティヘルスインターンシップ	45		1				1								
		看護学基礎実習	45		1					1							
		日常生活援助実習	90		2							2					
		高齢者看護学実習	90		2							2					
		多職種連携実習	45		1							1					
		急性期看護学実習	90		2								2				
		慢性期看護学実習	90		2								2				
		母性看護学実習	90		2								2				
		小児看護学保健実習	45		1							1					
		小児看護学医療実習	45		1								1				
		在宅看護学実習	90		2								2				
		精神看護学実習	90		2								2				
		看護統合実習	90		2								2				
		課題探究実習	90		2										2		
		発展	看護研究方法論	15	8	1								1			
			国際看護学	15	8	1										1	
看護管理	15		8	1										1			
看護理論	15		8		1							1					
クリティカルケア論	15		8		1							1					
臨床推論	15		8		1							1					
看護教育	15		8		1										1		
遺伝看護学	15		8		1										1		
看護と政策	15		8		1										1		
キャリアデザイン	15		8		1										1		
キャリアデザイン演習	30	15		1										1			

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		
					必	選	自		1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S	
		キャリア発達論	15	8	1											1	
		卒業研究ゼミナール	30	15	1										1		
		卒業研究	60	30		2									—	→ 2	
		小計	1320	148	30	8	0	34以上	1	2	0	7	1	16	5	6	
保健師課程自由科目		公衆衛生看護展開論 ※2	30	15			2	(※2印) 保健師課程 必修6単位								2	
		地域保健実習 ※2	45			1							1				
		公衆衛生看護学実習 ※2	135			3										3	
		小計	210	15	0	0	6		6	0	0	0	0	0	1	5	0
助産師課程自由科目		地域母子保健 ※1	15	8			1	(※1印) 助産師課程 必修18単位						1			
		妊娠期助産診断・技術学 ※1	15	8			1							1			
		分娩期助産診断・技術学 ※1	15	8			1							1			
		ハイリスク助産診断・技術学 ※1	15	8			1							1			
		助産診断・技術学演習 ※1	60	30			2									2	
		助産管理 ※1	15	8			1									1	
		助産学継続事例実習 ※1	45				1									1	
		助産学実習 ※1	405				9									9	
		助産学助産管理実習 ※1	45				1									1	
	小計	630	70	0	0	18	18	0	0	0	0	0	4	14	0		
養護教諭課程自由科目		教職概論	15	8			1		1								
		教育制度論	15	8			1		1								
		特別支援教育概論	15	8			1					1					
		生徒指導論	15	8			1			1							
		教育相談論	15	8			1			1							
		道徳・特別活動・総合的学習指導論	30	15			2					2					
		教育課程論	15	8			1		1								
		教育方法論	30	15			2						2				
		教職総合演習	15	8			1							1			
		教職実践演習	30	15			2									2	
		養護実習	150				5									5	
		小計	345	101	0	0	18		3	2	0	0	3	3	5	2	
		4545	1384	101	58	42	124単位以上	29	25	24	27	31	27	32	9		

獨協医科大学学則の一部改正
(看護学部入学定員増及びカリキュラム改正関係)

【改正の趣旨】

獨協医科大学看護学部の入学定員を増員することについては、本年1月26日開催の学園理事会・評議員会の承認を得ている。

今般、看護学部の入学定員増員及び入学生自らが看護職者としてのキャリアプラン（看護師のほか、保健師・助産師・養護教諭一種のいずれか）を選択することができる教育カリキュラム、並びに教育職員免許状の所要資格に関する事項を明確にするため、大学学則の一部を改正するものである。

【改正事項】

1. 目的及び使命：

獨協医科大学の目的に、新たに養護教諭の育成を目的とする旨を加える。【第1条】

2. 学部学科の目的：

看護学部看護学科の目的に、新たに養護教諭の育成を目的とする旨を加える。【第4条の2】

3. 学生定員：

看護学部の学生定員を改める。【第8条表中】

区分	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学部	145名	10名	600名

4. 授業科目及び単位・授業時間数：

看護学部の授業科目及び単位・授業時間数を改める。【第14条別表第2】

※詳細は別紙新旧対照表を参照

5. 教育職員免許状の所要資格：

看護学部に教育職員免許状（養護教諭一種免許状）の所要資格を取得するための要件を規定し、所要資格取得に関する事項は別に定める旨を規定する。【第26条の2】

【改正施行期日】

令和6年4月1日

獨協医科大学学則の一部を改正する新旧対照表

新	旧																								
<p>(目的及び使命)</p> <p>第1条 獨協医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、一般的教養と医学及び看護学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び看護学的知識と技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師及び保健師・助産師・看護師・<u>養護教諭</u>を育成することを目的とし、併せて医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。</p> <p>第2条 ～ 第4条 (省略)</p> <p>(学部学科の目的)</p> <p>第4条の2 医学部医学科は、医学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師を育成することを目的とし、併せて医学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 看護学部看護学科は、看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者及び<u>養護教諭</u>を育成すること、併せて看護学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第5条 ～ 第7条 (省略)</p> <p>(学生定員)</p> <p>第8条 本学の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">編入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">110名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">660名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護学部</td> <td style="text-align: center;"><u>145名</u></td> <td style="text-align: center;">10名</td> <td style="text-align: center;"><u>600名</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条 ～ 第26条 (省略)</p>	区分	入学定員	編入学定員	収容定員	医学部	110名		660名	看護学部	<u>145名</u>	10名	<u>600名</u>	<p>(目的及び使命)</p> <p>第1条 獨協医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、一般的教養と医学及び看護学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び看護学的知識と技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師及び保健師・助産師・看護師を育成することを目的とし、併せて医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。</p> <p>第2条 ～ 第4条 (省略)</p> <p>(学部学科の目的)</p> <p>第4条の2 医学部医学科は、医学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師を育成することを目的とし、併せて医学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 看護学部看護学科は、看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成すること、併せて看護学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第5条 ～ 第7条 (省略)</p> <p>(学生定員)</p> <p>第8条 本学の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">編入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医学部</td> <td style="text-align: center;">110名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">660名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護学部</td> <td style="text-align: center;"><u>95名</u></td> <td style="text-align: center;">10名</td> <td style="text-align: center;"><u>400名</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条 ～ 第26条 (省略)</p>	区分	入学定員	編入学定員	収容定員	医学部	110名		660名	看護学部	<u>95名</u>	10名	<u>400名</u>
区分	入学定員	編入学定員	収容定員																						
医学部	110名		660名																						
看護学部	<u>145名</u>	10名	<u>600名</u>																						
区分	入学定員	編入学定員	収容定員																						
医学部	110名		660名																						
看護学部	<u>95名</u>	10名	<u>400名</u>																						

新	旧																																																		
<p><u>(教育職員免許状の所要資格)</u></p> <p><u>第26条の2 看護学部において教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の教育職員免許状の所要資格を取得できる免許状の種類は、養護教諭一種免許状とする。</u></p> <p><u>3 教育職員免許状の所要資格取得に関する事項は、別に定める。</u></p> <p>第27条 ～ 第55条 （省略）</p> <p>附 則（令和5年 獨医大学則第 号）</p> <p>1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="224 782 739 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>120名</td> <td>720名</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>110名</td> <td>710名</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>110名</td> <td>700名</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>110名</td> <td>690名</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>110名</td> <td>680名</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>110名</td> <td>670名</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則（令和5年 獨医大学則第 号）</u></p> <p><u>1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの看護学部の収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="224 1197 582 1348"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>450名</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>500名</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>550名</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 令和5年度以前の入学者並びに令和6年度及び令和7年度の編入学者については、改正後の「別表第2看護学部（第14条関係）」の規定にかかわ</u></p>		入学定員	収容定員	令和5年度	120名	720名	令和6年度	110名	710名	令和7年度	110名	700名	令和8年度	110名	690名	令和9年度	110名	680名	令和10年度	110名	670名		収容定員	令和6年度	450名	令和7年度	500名	令和8年度	550名	<p>第27条 ～ 第55条 （省略）</p> <p>附 則（令和5年 獨医大学則第 号）</p> <p>1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の表の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの医学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1209 782 1724 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>120名</td> <td>720名</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>110名</td> <td>710名</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>110名</td> <td>700名</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>110名</td> <td>690名</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>110名</td> <td>680名</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>110名</td> <td>670名</td> </tr> </tbody> </table>		入学定員	収容定員	令和5年度	120名	720名	令和6年度	110名	710名	令和7年度	110名	700名	令和8年度	110名	690名	令和9年度	110名	680名	令和10年度	110名	670名
	入学定員	収容定員																																																	
令和5年度	120名	720名																																																	
令和6年度	110名	710名																																																	
令和7年度	110名	700名																																																	
令和8年度	110名	690名																																																	
令和9年度	110名	680名																																																	
令和10年度	110名	670名																																																	
	収容定員																																																		
令和6年度	450名																																																		
令和7年度	500名																																																		
令和8年度	550名																																																		
	入学定員	収容定員																																																	
令和5年度	120名	720名																																																	
令和6年度	110名	710名																																																	
令和7年度	110名	700名																																																	
令和8年度	110名	690名																																																	
令和9年度	110名	680名																																																	
令和10年度	110名	670名																																																	

新	旧
<p><u>らず、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1 医学部（第14条関係）</p> <p>別表第2 看護学部（第14条関係）</p>	<p>別表第1 医学部（第14条関係）</p> <p>別表第2 看護学部（第14条関係）</p>

新旧対照表（別表第2看護学部（第14条関係））

新

別表第2 看護学部（第14条関係）

各学年の1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、48単位とする。

S:セメスター →: 通年開講

区分	領域	授 業 科 目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	1年次 2年次 3年次 4年次											
					必	選	自		1年次		2年次		3年次		4年次					
									1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S				
人文科学		哲学	15	8		1		1												
		文学	15	8		1		1												
		芸術	15	8		1														1
		ジェンダーとセクシュアリティ	15	8		1			1											
		生命倫理学	15	8		1		1												
		宗教学	15	8		1					1									
		壬生の歴史と文化	15	8		1		1												
		化学	15	8		1		1												
		生物学	15	8		1		1												
		人間工学	15	8		1		1												
自然科学		生活環境論	15	8		1		1												
		地球環境論	15	8		1				1										
		天文と気象	15	8		1							1							
		ボランティア論	15	8		1		1												
社会科学		人間と歴史	15	8		1		1												
		社会学	15	8		1					1									
		異文化理解	15	8		1							1							
		国際社会の動向	15	8		1			1											
		スポーツと健康	45	23		2														
		日本国憲法と人権	30	15		2														
		コミュニケーション英語	30	15	1															
		医療英語	30	15	1															
実践英語	30	15	1								1									

旧

別表第2 看護学部（第14条関係）

各学年の1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、48単位とする。

S:セメスター →: 通年開講

区分	領域	授 業 科 目	時間数	コマ数	単位数		卒業要件	1年次 2年次 3年次 4年次												
					必	選		1年次		2年次		3年次		4年次						
								1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S					
人間と文化		哲学	15	8		1		1												
		文学	15	8		1		1												
		芸術	15	8		1				1										
		心理学	15	8		1				1										
		文化人類学	15	8		1					1									
		ジェンダーとセクシュアリティ	15	8		1			1											
		生命倫理学	15	8		1					1									
		小計	105	56		1		6												
		地球環境論	15	8		1		1												
		化学	15	8		1		1												
生物学	15	8		1		1														
生活環境論	15	8		1		1														
人間工学	15	8		1		1														
小計	75	40		0		5														
人間と社会		日本国憲法と人権	15	8		1		1												
		人間と歴史	15	8		1		1												
		教育学	15	8		1				1										
		社会学	15	8		1														
		人間関係論	30	15		1														
		国際社会の動向	15	8		1														
		スポーツと健康	45	23		2														
		小計	150	78		4		4												
英語Ⅰ	30	15	1																	
英語Ⅱ	30	15	1																	
英語Ⅲ	30	15	1																	

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数			卒業要件	年次														
					必	選	自		1年次		2年次		3年次		4年次								
									1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S							
看護		高齢者看護方法論	30	15	2				2														
		急性期看護学	15	8	1					1													
		急性期看護方法論	30	15	2							2											
		慢性期看護学	15	8	1					1													
		慢性期看護方法論	30	15	2							2											
		母性看護学	15	8	1					1													
		母性看護方法論	30	15	2						2												
		小児看護学	15	8	1					1													
		小児看護方法論	30	15	2							2											
		在宅看護学	15	8	1					1													
		在宅看護方法論	30	15	2							2											
		精神看護学	15	8	1						1												
		精神看護方法論	30	15	2							2											
		公衆衛生看護学	15	8	1					1													
		公衆衛生看護方法論	30	15	2						2												
		エンドオブライフケア論	15	8	1							1											
		がん看護学	15	8	1							1											
		感染看護学	15	8	1							1											
		災害看護学 ※2	15	8	1							1											
		家族看護学	15	8	1							1											
		医療安全	15	8	1							1											
		国際看護学演習	30	15	1						1		1										
		看護概説	30	15	2							2											
女性の基礎科学 ※1	15	8	1						1														
助産学概論 ※1	15	8	1							1													
産褥期助産診断・技術学 ※1	15	8	1							1													
新生児・乳幼児期助産診断・技術学 ※1	15	8	1							1													

保健師課程は必修
選択3単位以上

区分	領域	授業科目	時間数	コマ数	単位数		卒業要件	年次															
					必	選		1年次		2年次		3年次		4年次									
								1S	2S	3S	4S	5S	6S	7S	8S								
専門科目		母性看護支援論	30	15	1																		
		小児看護支援論	30	15	1																		
		成人看護支援論	15	8	1																		
		高齢者看護支援論	30	15	1																		
		メンタルヘルス看護支援論	15	8	1																		
		家族看護支援論	15	8	1																		
		公衆衛生看護支援論	30	15	1																		
		急性期看護援助論	45	23	2																		
		慢性期看護援助論	45	23	2																		
		リハビリテーション看護援助論	15	8	1																		
		終末期看護援助論	15	8	1																		

必修
71
単位

学則変更の趣旨等を記載した書類

— 目次 —

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	4
(ア). 教育課程の変更内容	4
①基盤科目	7
②専門基盤科目	7
③専門科目	8
④保健師教育課程科目	9
⑤助産師教育課程科目	9
⑥養護教諭一種教育課程科目	9
(イ). 教育方法及び履修指導方法の変更内容	10
①教育方法	10
②履修指導方法	11
1) ホームルーム及び個別面談による履修指導	11
2) 学年担任制度	12
3) シラバス・「学生のしおり」の作成	12
(ウ). 教育組織の変更内容	12
(エ). 大学全体の施設・設備の変更内容	13
【添付資料】教育課程等の概要	16

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

獨協医科大学看護学部（以下、本学部と記載）の学生定員は、現在、入学定員 95 名、3 年次編入学定員 10 名で収容定員 400 名となっているが、令和 6（2023）年度より、本学部の入学定員を 95 名から 145 名に変更することとする。なお、3 年次編入学定員は、従来通り 10 名とする。これにより、収容定員は 400 名から 600 名となる（表 1）。

また、学則変更（収容定員変更）に併せて、現状の看護師教育課程及び保健師教育課程に加えて、助産師教育課程、養護教諭一種教育課程を新設する。教育課程の変更に伴い、本学部の目的を「看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成すること、併せて看護学の発展に寄与すること」から、「看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者及び養護教諭を育成すること、併せて看護学の発展に寄与すること」へと変更する。

なお、看護師教育課程は全学生（145 名）が履修することとし、保健師教育課程及び助産師教育課程を選抜制、養護教諭一種教育課程を選択制とする。各教育課程の定員は、保健師教育課程は 100 名、助産師教育課程は 10 名、養護教諭一種教育課程は 45 名とする（表 2）。従って、入学定員 145 名全員が「ダブルライセンス」の取得が可能となる。

【表 1 入学定員・収容定員変更】 (単位数：名)

	入学定員			収容定員		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
看護学部	95	145	+50	400 (3 年次編入学 定員 10)	600 (3 年次編入学 定員 10)	+200

【表 2 各教育課程の定員】 (単位数：名)

	定員			
	看護師教育課程	保健師教育課程	助産師教育課程	養護教諭一種教育課程
看護学部	145	100	10	45

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

獨協医科大学（以下、本学と記載）は、昭和 48（1973）年の設立以来、①人間性豊かな医師及び看護職者の育成、②能力の啓発に重点を置く教育方針、③地域社会の医療センターとしての役割の遂行、④国際的交流に基づく医学・看護学研究という建学の理念に基づ

き、患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される医師および看護職者を養成・輩出している。本学部は、平成 19 (2007) 年に開設し、患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を養成するという教育理念の下、専門職業人として成長するための基礎的な能力を養成することを目的として看護師並びに保健師を養成している。平成 23 (2011) 年には、助産師数の低迷や就業者の高齢化が課題となっている栃木県（以下、本県と記載）並びに近隣県からの要望を受けて助産学専攻科（入学定員 10 名）を併設し、助産師の養成を行っている。本県では、本学を含め、4 つの看護系大学において看護師、保健師、並びに助産師（助産師養成は本学専攻科を含め 2 つの大学）の看護職者を養成している。県の設置する看護系大学をもたない本県において、本学には看護職者の養成の拠点となることが期待されている。本学部の卒業生は、90%以上が看護師並びに保健師として本県内を中心に全国の病院施設等の保健医療福祉関係機関や自治体に就業し、人々の健康の維持増進や健康課題の解決に貢献している。

他方、わが国は、社会の高齢化の進展に伴い、老年世帯や独居高齢者、また、慢性疾患や身体障害を有しながら地域社会において生活する人々も増加している。一方で、産業構造の変化や経済活動のグローバル化、情報化社会への移行、さらには、コミュニティーの脆弱化や核家族化の進展、生活スタイルの変化等により、いわゆる「ストレス社会」が到来し、その影響により、生活習慣病や精神疾患を有する人々も増加している。近年では、大規模自然災害や感染症による健康被害も深刻化し、人々の健康や生活に大きな影響を及ぼしている。また、高度急性期医療の発展や医療機関の機能分化により早期に在宅への移行が可能となり、住み慣れた地域社会において自分らしく安心して生きることへのニーズも高まっている。すなわち、国民の健康や生活に対する認識は変化しており、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉の取り組みに対するニーズは多様化している。本県に目を転じれば、保健医療福祉関連の現状として、年齢別人口は 15 歳未満が 11.6%、65 歳以上が 30.1%（75 歳以上 15.0%）であり、高齢化・少子化が一層進展している（【資料 1】栃木県毎月人口調査報告書（2022 年））。また、県北部や東部の市町村（6 市町 10 地域）では過疎化の進展も課題となっている。これらへの対策として、平成 30 (2018) 年 3 月に「栃木県保健医療計画（第 7 期）」【資料 2】が策定され、保健医療福祉に関する種々の施策が実施されている。

看護職者の状況として、本県においては、人口 10 万人あたりの就業看護師数は 915.7 人（47 都道府県中 40 位）、就業保健師数は 50.1 人（47 都道府県中 30 位）、就業助産師数は 28.7 人である（【資料 3】令和 2 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況（厚生労働省））。就業看護職者の増加傾向は見受けられるものの、全国からみると少なく、就業助産師及び就業看護師数は全国値を下回っている状況は継続している。一方で、本県における正規雇用看護職者の離職率は 10.7%（2021 年の調査では 10.1%）、新卒採用者離職率は 14.3%（2021 年の調査では 15.0%）である（【資料 4】2022 年病院看護実態調査（日本看護協会））。これらを背景として、栃木県看護協会並びに獨協医科大学病院、獨協医科

大学埼玉医療センター、獨協医科大学日光医療センターの 3 つの関連病院から賛同書が提出されており、医療現場の看護師不足解消のため、早期の人材養成の期待が寄せられている【資料 5】。

以上を鑑みれば、本県はもとより、わが国において、人々のニーズに適切に応え、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉を実現するためには、看護職者の養成と確保は喫緊の重要課題である。この課題に対して、本学部において看護職者を養成することは、本学の社会的責務と考える。

他方、現在の学校現場においては、いじめや暴力、不登校やひきこもり、貧困等への対応に加え、アレルギー疾患や身体疾患、発達障害や精神疾患を有する児童・生徒に対する心身のケアが求められている。児童・生徒の心身の健康上の課題が多様化・複雑化する中で、一人一人の教育ニーズに即した教育を実践し、教育の質を担保するために、児童・生徒の心身の健康の保持増進や発達の促進、健康上の課題の予防や早期発見、緊急時の対応や健康上の課題に対するケアに加え、「チーム学校」の一員として学校・家庭・地域・関係機関や関係職種と連携・協働しながら児童・生徒の健康上の課題に適切に対応できる実践力と指導力を備えた養護教諭が求められている。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症に適切に対応できることも、養護教諭としての重要課題となっている。令和 3(2021)年現在、養護教諭一種教育課程を有する看護系大学は 85 校と増加傾向を示しているが、本県内には 1 つの大学のみとなっている。したがって、多様化、複雑化する児童・生徒の健康上の課題に適切に対応できる専門的な知識・技術を有し、実践力と指導力を備えた養護教諭を本学部で養成することも、本県をはじめとするわが国の課題やニーズに応えるものであり、社会的責務と考える。

本学部卒業生の動向を見ると、直近 5 か年において、助産師や養護教諭一種を目指して 3%から 10%前後が助産学専攻科や養護教諭特別別科等の養成校へ進学している。また、卒業後は看護師として、または、保健師として就業して実務経験を積み、その後、助産師や養護教諭一種を目指して進学する卒業生も少なからずいる。すなわち、本学部生並びに卒業生は、生活経験や学修経験を通じて、看護師や保健師、助産師、養護教諭一種と、看護専門職としての多様なキャリアをデザインし、キャリアビジョン・キャリアプランを有することが特長といえる。延いては、本学部への入学を希望する受験生・高校生にも看護専門職としての多様なキャリアビジョン・キャリアプランを有する可能性も推測される。そこで、看護専門職としての多様なキャリアを自らの意思で選択できる教育課程を設置することで学修機会を提供することは、看護専門職を養成する本学部の責務と考える。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に際して、本学部の社会的責務として、本県をはじめとするわが国の課題やニーズに応えるために、看護師教育課程、保健師教育課程に加えて助産師教育課程並びに養護教諭一種教育課程を設置し、看護師国家試験資格、看護師国家

試験資格と保健師国家試験資格、看護師国家試験資格と助産師国家試験受験資格、看護師国家試験資格と養護教諭一種免許の取得を可能とする教育課程とする。また、令和5(2023)年度に看護学研究科博士後期課程を新設したことから、本学部における教育と看護学研究科における教育との連続性・段階性の中で「自律した看護職者」の養成に向けた教育課程とする。

本学部は現在まで、「患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成する」を教育理念とし、①早期体験実習を通して支援を必要とする人々の生活の実際を学ぶ、②看護専門職者に必要な主体的に学ぶ力を身につける、③高度先進医療を提供する大学病院で最新の知識や技術を学ぶ、④医学部との合同講義・実習でチーム医療を学ぶ、の4点を特色とした看護学教育を行っており、確かな実績を積み上げている。今回の収容定員増員並びに教育課程の変更に伴い、教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を次のように定めた。

【教育理念】

社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献していくために、自己教育力を基盤とし、看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を養成する。

【教育目標】

(1) 自己を教育する力を養成する。

自己の学修や生活経験に基づく学びを言語化し内省することにより、自律して生涯を通して学び続ける能力を養う。

(2) 看護の実践力を養成する。

あらゆる人々の看護に必要な知識・技術を身につけ、根拠に基づいた看護を実践する能力を養う。また、生活に関わるすべての人および保健医療福祉メンバーと協働する能力を養う。

(3) プロフェッショナリズムを涵養する。

人々の尊厳を擁護し意思決定を支える看護を実践する能力を養う。また、グローバルな視野で多様性を尊重するとともに、自らの役割を認識し、地域や国際社会に貢献できる能力を涵養する。

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

本学部の所定の科目を履修して卒業に必要な単位を修得した上で、以下の5つの能力を有すると判断される者に卒業を認め、学士（看護学）の学位を授与する。

(1) 探究心を持ち、自己を教育し続けることができる。

- (2) 科学的思考を備え、根拠に基づいた看護を実践できる。
- (3) 自らの役割と責任を理解し、人々と協働できる。
- (4) プロフェッショナリズムを身につけ、倫理的行動をとることができる。
- (5) グローカルな視野で、多様性を尊重することができる。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

《教育課程の編成》

- (1) 教育理念を構成する「自己教育力」を基軸とし、「看護実践力」と「プロフェッショナリズム」を統合・発展させながら、教育理念を実現するためのカリキュラムを編成する。
- (2) 「基盤科目」「専門基盤科目」「専門科目」を、連続性・階層性をもって配置する。
- (3) 「基盤科目」は、人間の理解に重点を置く「人文科学」「自然科学」「社会科学」に関する科目、生涯学び続ける力の基盤となる「アカデミックスキル」に関する科目を配置する。
- (4) 「専門基盤科目」は、人間の成長と発達、社会のしくみ、健康障害と治療を理解するための「健康」に関する科目、根拠に基づく看護実践の基盤となる「看護」に関する科目を配置する。
- (5) 「専門科目」は、看護の知識と技術を統合するための「実践」に関する科目、研究やキャリア発達、専門性を深化させる「発展」に関する科目を配置する。
- (6) 卒業後の多様なキャリアへの対応を可能とするために、看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程、養護教諭一種教育課程を設置する。

《実施の方針》

- (1) 自己の学修成果や課題を明確にするため、授業内で自己を客観的に振り返る時間を提供する。
- (2) 能動的学習を支援するため、アクティブラーニングやICTを活用した授業を展開する。
- (3) 主体的・創造的学習を支援するため、少人数グループでの演習・実習により学生間で学びあう機会を提供する。
- (4) 看護専門職者としての態度や役割を学ぶため、多職種と連携した実習や医学部との合同授業を行う。
- (5) あらゆる人々への看護に必要な実践力を習得するため、高度医療を提供する3つの大学病院や地域に密着した保健医療福祉施設で実習を行う。
- (6) 看護専門職者として自律していくため、段階的に自らのキャリアをデザインする機会を提供する。
- (7) 学修成果の評価は、授業の進度に合わせてシラバスに明示された到達目標と成果を測る小テスト・定期試験・レポート課題・実習記録に加え、グループワークや授業への参加状況等を含め、多様な方法で総合的に行う。

上述した教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学則変更（収容定員変更）前の教育課程を基盤とし、新たな教育課程として「基盤科目」、「専門基盤科目」、「専門科目」に整理し、連続性・階層性をもって配置した。なお、保健師教育課程科目、助産師教育課程科目、養護教諭一種教育課程科目は、選択科目及び自由科目として配置した。

①基盤科目

基盤科目は、人間の歴史と文化に関する知識を深める「人文科学」、自然現象及び自然現象そのものの法則を探求する「自然科学」、社会現象を実証的方法によって分析し、その客観的法則を学修する「社会科学」に関する科目を配置した。「アカデミックスキル」では、外国語科目の必修科目として『コミュニケーション英語』、『医療英語』を配置し、対象とのコミュニケーションに必要な英語力の修得を目指すほか、選択必修科目として『中国語』、『韓国語』、『フランス語』、『ドイツ語』の多様な第2外国語を配置し、それぞれの文化圏における人々の生活、ものの見方、考え方の違いを知り、人間の多様性について学修する。また、教育の理念、歴史及び思想について学修する『教育原論』、情報機器の操作、コンピュータの基本的操作や統計処理技術を学修する『情報リテラシー』、基礎的な統計学的手法を学修する『統計学』、大学で学修するために必要な技能を学び、主体的に学修することを身につける『アカデミックスキル基礎』、『アカデミックスキル応用』を設け、生涯に渡り学び続ける力・自己を教育する力の基盤となる科目群とした。

②専門基盤科目

専門基盤科目は、人間の成長と発達、社会のしくみ、健康障害と治療について理解する「健康」に関する科目、根拠に基づく看護実践の基盤となる「看護」に関する科目を配置した。「健康」に関する科目では、『人体の構造Ⅰ・Ⅱ』、『人体の機能Ⅰ・Ⅱ』、『生化学』で疾病の成り立ちについて理解する前提となる人体の構造と機能、日常生活の営みを支える看護に必要な人体の構造と機能について根拠となる知識を学修する。『発達心理学』では、発達段階における特徴を概観し、人生における発達過程と課題について理解を深める。『病理学』では疾病の原因と成り立ちの理解、『微生物学』では微生物の特徴を学び、それによって生ずる病態、宿主の防御機構、感染対策について学修する。

『薬理学』では作用機序や薬物動態、禁忌、薬物相互作用など基本的な薬物に関する知識、『臨床栄養学』では、人間の成長発育や生命維持に必要な各種栄養素の種類と代謝について学修する。また、『病態治療内科学』、『病態治療外科学』では代表的な疾患に対する診断のための検査や診断基準、主な治療法を学修し、『臨床検査』で診断・治療過程における臨床検査の目的・方法と異常値が発生するメカニズムについて学修する。さらに、『公衆衛生学』では公衆衛生の歴史的変遷や社会変容に伴う公衆衛生活動のあり方について、『社会保障論』では社会保障制度の成り立ちと基本的な制度・政策、『保

『健医療福祉行政論』では保健医療福祉制の行政・財政の理念と仕組み、地域保健活動の根拠となる法律、制度、政策の動向について、『多職種連携論』では保健医療福祉分野におけるチームアプローチの必要性と各専門職者の役割・機能について学修し、健康支援と社会保障制度の理解と知識を深めていく。一方、「看護」に関する科目では、疾病を持ち様々な健康レベルの人々を対象とした看護の展開を図るために、各領域の専門知識・技術を学修しつつ、横断的に学修の深めることができるように科目を配置した。

「基礎看護学」では、看護実践の基盤となる知識・技術・理論とその活用、看護実践・研究上の倫理的課題を学び、看護観を醸成する科目を配置した。「成人看護学（急性期及び慢性期）」、「高齢者看護学」、「地域・在宅看護学」、「精神看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「公衆衛生看護学」はそれぞれ2科目ずつ配置し、それぞれの主要概念、特徴、取り巻く環境と健康及び疾病との関係、看護技術等を学修する。また、『医療安全』で安全に医療を提供するための組織としての取り組みと、看護における安全対策についての知識と技術を学修する。

③専門科目

専門科目は、看護の知識と技術を統合するための「実践」に関する科目、研究やキャリア発達、専門性を深化させる「発展」に関する科目を配置した。「実践」に関する科目は、看護学の専門領域における実習科目を配置した。看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を育成するため、1年次から4年次まで段階的に看護学実習を行う。1年次の『コミュニティヘルスインターンシップ（CHI）』では、インターンシップを通し看護専門職者として自己を形成していく動機づけを行い、『看護学基礎実習』で日常生活援助を通して患者－看護者関係を形成する基礎的能力を修得する。2年次では、『日常生活援助実習』で看護の対象を統合体として理解し、必要かつ適切な看護を実践するための基礎的能力を養い、『多職種連携実習』で各専門職者及び看護職者の役割と多職種連携・協働について実践的に理解する。また、『高齢者看護学実習』、『小児看護学保健実習』でそれぞれの対象となる人とその家族について、生活の質の維持・向上、健康の保持・増進に必要な看護実践能力を養う。さらに、『看護統合実習』において領域別実習で身につけた知識と技術を統合して、実務に沿った看護実践を行うことで保健医療福祉チームの一員としての自覚を養う。4年次では、これまで培ってきた看護の実践能力を踏まえ、総合的な看護実践能力を高め、課題の探求を通して看護専門職としての発展と方向性を見出す『課題探究実習』を行う。「発展」に関する科目は、1年次より履修した諸科目での学びを統合的に深め、多様な場面における看護を多角的かつ客観的に捉え、看護専門職者に必要な主体的に学ぶ力を身につけるための科目を配置した。『国際看護学』ではグローバル（Glocal）な視点で多様な価値観や文化を持つ人々への支援のあり方を学び、『看護管理』では保健医療活動の中での看護の役割と機能について学修する。看護研究の意義と必要性を理解し、看護を多角的かつ客観的な視点で捉えて研究として

発展させる能力を『看護研究方法論』、『卒業研究ゼミナール』において学修し、研究的視点を修得する。また、『キャリアデザイン』、『キャリアデザイン演習』、『キャリア発達論』では、看護専門職としての自己のキャリアをデザインするプロセス、キャリアデザインを具体化させるための演習計画の立案、自己のキャリアを発達させていくための方略を学修する。

看護師教育課程卒業要件単位は、必修科目 101 単位（基盤科目 9 単位、専門基盤科目 62 単位、専門科目 30 単位）、選択科目 23 単位の計 124 単位とした（表 3）。

④保健師教育課程科目

保健師教育課程は、保健師助産師看護師学校指定規則に定められる保健師教育に必要な内容を含む科目を配置した。保健師国家試験資格の取得を目指す学生は、卒業要件に定める必修科目を履修するほか、選択科目の中から『疫学・保健統計』、『学校保健と産業保健』、『災害看護学』を選択必修として、また、自由科目から『公衆衛生看護展開論』、『地域保健実習』、『公衆衛生看護学実習』を履修する。保健師教育課程卒業要件単位は、130 単位（看護師教育課程 124 単位+6 単位）とした（表 4）。

⑤助産師教育課程科目

助産師教育課程は、保健師助産師看護師学校指定規則に定められる助産師教育に必要な内容を含む科目を配置した。助産師国家試験資格の取得を目指す学生は、卒業要件に定める必修科目を履修するほか、選択科目の中から『周産期医学』、『女性の基礎科学』、『助産学概論』、『産褥期助産診断・技術学』、『新生児期・乳幼児期助産診断・技術学』を選択必修として履修する。また、自由科目から、『地域母子保健』、『妊娠期助産診断・技術学』、『分娩期助産診断・技術学』、『ハイリスク助産診断・技術学』、『助産診断・技術学演習』、『助産管理』、『助産学継続事例実習』、『助産学実習』、『助産学助産管理実習』を履修する。助産師教育課程卒業要件単位は 142 単位（看護師教育課程 124 単位+18 単位）とした（表 5）。

⑥養護教諭一種教育課程科目

養護教諭一種教育課程科目は、教育職員免許法施行規則に定められる養護教諭一種の免許状授与の所要資格を得られる科目を配置した。養護教諭一種免許の取得を目指す学生は、卒業要件に定める必修科目を修得するほか、「養護に関する科目」として『疫学・保健統計』、『感染看護学』、『学校保健と産業保健』、『養護概説』、『臨床心理学』を選択必修として、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」として『日本国憲法と人権』、『スポーツと健康』を選択必修として履修する。また、「教育の基礎的理解に関する科目等」として『教育原論』、『教職概論』、『教育制度論』、『特別支援教育概論』、『教育課程論』、『道徳・特別活動・総合的学習指導論』、『教育方法論』、『生徒指導論』、『教育相談論』、『養護実習』、『教職実践演習』を養護教諭教育課程自由科目から

履修する。なお、「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」を充当する。養護教諭一種教育課程卒業要件単位は141単位（看護師教育課程124単位+17単位）とした（表6）。

【表3 看護師教育課程卒業要件単位】

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
基盤科目	9単位	12単位	—	21単位
専門基盤科目	62単位	7単位	—	69単位
専門科目	30単位	4単位	—	34単位
計	101単位	23単位	—	124単位

【表4 保健師教育課程卒業要件単位】

保健師国家試験受験資格を得るために必要な単位を設定し、表3の卒業要件単位のほか以下の単位を修得する。

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
保健師教育課程	—	—	6単位	6単位

【表5 助産師教育課程卒業要件単位】

助産師国家試験受験資格を得るために必要な単位を設定し、表3の卒業要件単位のほか以下の単位を修得する。

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
助産師教育課程	—	—	18単位	18単位

【表6 養護教諭一種教育課程卒業要件単位】

養護教諭一種免許状取得を得るために必要な単位を設定し、表3の卒業要件単位のほか以下の単位を修得する。

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
養護教諭一種教育課程	—	—	17単位	17単位

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

①教育方法

本学部は、令和4（2022）年度に一般財団法人日本看護学教育評価機構（JABNE）の看護学教育評価を受審し、「看護学教育評価適合認定」（2023年4月1日から2030年3月13日）を受けている。その中で、各科目の特性に応じた教育方法が取り入れられていること、また、アクティブラーニングの促進や学生が主体的に学修するための適切な教育環境並びに教育方法が整備されているとの評価を受け、適切な水準にあること

が認められている。したがって、学則変更（収容定員変更）後も現状の教育方法をとることから、変更内容はない。

しかし、毎年実施する看護学部自己点検・評価委員会並びに獨協医科大学内部質保証推進委員会による自己点検及び評価を通じて、教育の質保証・向上に向けて教育方法の見直し・改善に努めていく。したがって、学則変更（収容定員変更）前と同等以上の内容は担保されると考える。

②履修指導方法

1) ホームルーム及び個別面談による履修指導

現在、入学時および各セメスター開始時にクラス担任（以下、学年担任と記載）による学年ホームルームを実施し、履修指導や修学指導、学修指導、国家試験対策、キャリア支援、当該セメスターの年間行事や学生生活等についてのオリエンテーションを実施している。加えて、学年担任による個別面談を定例で年2回実施し、個々の学生の修学状況に即した個別的な指導・支援を行っている。個別面談に際して、学生は修学ポートフォリオに学修目標及び評価を記入して臨み、学年とともに、当該セメスターの履修計画や学修目標を確認・共有している。学則変更（収容定員変更）後も学年担任による学年ホームルーム及び個別面談は継続して実施し、学生支援を行っていく。

今回の学則変更（収容定員変更）により、看護師教育課程に加え、選抜・選択制で保健師教育課程、助産師教育課程、養護教諭一種教育課程を新設する。各教育課程の科目履修は、保健師教育課程の選択科目は1セメスターから、助産師教育課程の選択科目は4セメスターから配置しており、両教育課程ともに選抜後の5セメスターから自由科目の履修が始まる（保健師教育課程並びに助産師教育課程の選抜は4セメスター後に実施）。また、養護教諭一種教育課程では、1セメスターより自由科目の履修が始まる。したがって、学則変更（収容定員変更）後は、入学時および各セメスター開始時の学年ホームルームにおいて、学年担任に加え、各教育課程担当教員による履修指導や修学指導、学修指導、国家試験対策、キャリア支援等も併せて実施する。また、個別面談においても個々の学生のキャリアビジョン・キャリアプランを確認・共有し、各教育課程の標準的な履修モデル【資料6】等の資料を活用しながら個別的な学生支援を行う。

編入生に対しては、学部生とは履修指導内容が異なることから、入学時に編入生オリエンテーションを実施する。編入生オリエンテーションでは、2か年間のスケジュールや履修する科目等についての履修指導、また、学生生活についてのオリエンテーションを行う。中でも、保健師教育課程並びに助産師教育課程における選抜と科目履修について、養護教諭一種教育課程における科目履修については、各教育課程担当教員が履修モデル等の資料を活用しながら丁寧かつ詳細に実施する。また、学部生同様に個別面談も実施し、個々の学生のキャリアビジョン・キャリアプランを確認・共有し、個別的な学生支援を行う。

学則変更（収容定員変更）後は、学年担任によるホームルーム及び個別面談による学

生支援を充実させて継続していく

2) 学年担任制度

本学部は、学年担任による学年担任制度を取っている。学年担任は各学年に 4 名の教員を充てており、学年担任 1 名あたり、約 25 名の学生を担当している。学年担任は、年 2 回の定例面談および必要時の面談、ホームルームを実施し、勉学をはじめとする学生生活全般に関する相談及び注意指導などを行う役割を担っている。

学則変更（収容定員変更）後も、学年担任による学年担任制度を継続するとともに、4 名の学年担任を 6 名に増員する。これにより、学年担任 1 名あたりの学生数に変化はなく、現状と同様の内容は担保され则认为。加えて、学則変更（収容定員変更）後は、各学年ホームルームにおいて、学年担任に加え、各教育課程担当教員による履修指導や修学指導、学修指導、国家試験対策、キャリア支援等も併せて実施する。

3) シラバス・「学生のしおり」の作成

現状において、毎年、すべての授業科目について、授業科目名、単位数、必修・選択区分、授業方法、授業時間、履修年次・開講時期、科目区分、授業の概要、授業の目的、到達目標、回数ごとの授業計画・授業外学習内容、成績評価と基準、教科書等について記載したシラバスを作成し、HP 等で学生に公表している。また、学生生活については、「学生生活のしおり」を作成して学生に配布している。「学生生活のしおり」には、当該年度の行事予定や履修について、学生生活について、保健センターや図書館等の各施設の利用案内、規程等に関して詳細に記載している。シラバス・「学生生活のしおり」の作成については、学則変更（収容定員変更）後も継続し、さらに、学則変更（収容定員変更）後の教育課程や履修方法等について詳細に記載する予定である。

以上の履修指導方法については、毎年実施する看護学部自己点検・評価委員会並びに獨協医科大学内部質保証推進委員会による自己点検及び評価を通じて、教育の質保証・向上並びに学生支援の質保証・向上に向けて見直し・改善に努めていく。したがって、学則変更（収容定員変更）前と同等以上の内容は担保され则认为。

(ウ) 教員組織の変更内容

本学部は、「患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成する」ことを教育理念とし、看護師並びに保健師という看護専門職の養成実績を確実に積み上げてきている。専任教員は、教育理念の達成に相応しい人格と教育実績、研究実績を有し、また、教育・研究に熱意があり優れた指導能力を有する教員である。看護系教員は、全員が看護師、保健師、助産師として十分な実務実績も有している。このような専任教員を各専門領域に教授、准教授、講師、助教として配置し、教員組織を編成している。また、本学部は令和 4（2022）年度の一般財団法人日本看護学教育評価機構（JABNE）の看護学教育評価において「適合」の認定を得ているが、その中の評価項目

の一つである教員組織については、13 領域に教授職から助教職までバランスよく配置されていること、教員数が適切に確保されていること、採用の選考が適切であるとの評価を受けている。

令和 5（2023）年 3 月 31 日時点の専任教員数は 42 名（教授 14 名、准教授 9 名、講師 9 名、助教 10 名）であったが、令和 6（2024）年の学則変更（収容定員変更）に向けて、令和 5（2023）年度から計画的段階的に専任教員の採用並びに昇格を行い、教員組織の充実を図っている。令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の専任教員数は 45 名（教授 13 名、准教授 12 名、講師 12 名、助教 8 名）、令和 9（2029）年の完成年度には専任教員数は 51 名（教授 15 名、准教授 13 名、講師 12 名、助教 11 名）となる計画である。また、本学部の専任教員一人当たりの学生数（S/T 比率）（以下「S/T 比率」という。）は完成年度においては 11.8 名となる。看護系私立大学における S/T 比率の平均は 10.7 名（日本看護系大学協議会、2020 年度看護系大学に関する実態調査）だが、助手を除いた S/T 比率は 11.7 名となり、本学部の S/T 比率とほぼ同じ数値となる。このように本学部の教員組織は、教育研究の質の維持・向上、充実した学生支援体制を実施することができる組織と考える。なお、本学教員の定年は、『獨協医科大学就業規則』【資料 7】に基づき、満 65 歳の年度末と定められている。定年により欠員が生じた際には欠員補充を行うが、その際には、年齢構成や欠員が生じた専門領域の専門性の維持・向上等を考慮して適切に補充していく。

また、本学部の専門領域として、「看護医科学（基礎）」、「看護医科学（病態治療）」、「基礎看護学」、「看護管理学」、「生体防御・感染看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「成人看護学（急性期）」、「成人看護学（慢性期）」、「老年看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「国際公衆衛生看護学」の 13 領域で構成しているが、令和 6（2024）年の学則変更（収容定員変更）に伴う養護教諭一種教育課程設置に際して「教職教育」を新設し、14 領域で構成する計画である。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

本学は栃木県壬生町にあり、広大な敷地の中に大学、大学病院、看護専門学校などが機能的に配置され、図書館、創立 30 周年記念館、運動場なども整備されている。大学壬生キャンパスの校地面積は 172,400.89 m²、延べ校舎面積は 74,152.2 m²を有しており、医学部、看護学部の 2 つの学部を開設している。使用する教室はそれぞれの校舎に配置されているが、共有の施設として、コンピュータ教室（3 室）、図書館、創立 30 周年記念館があり、それぞれの学部の授業に使用されている。

本学は令和 5 年に創立 50 周年を迎えることから、建学の精神を踏まえ、これまで培ってきた実績を継承しながら、優秀な医師・看護師等を輩出し地域医療への貢献をこれまで以上に発展させるため、教育・研究関係の施設を主とするキャンパス再整備計画を策定している。この獨協医科大学創立 50 周年記念事業では、(1) 総合教育研究棟（仮称）の新築、(2) 看護系教室等の増築、(3) 埼玉医療センターの増築、(4) 日光医療センターの移

転新築の4つの事業が計画されている。その中で(1)総合教育研究棟(仮称)の新築においては、既存の図書館を取り壊し、総合教育研究棟(仮称)に図書館を移転することとした。そのため、現在の図書館機能については、教職員寮であるドミトリーの1階フロア(546㎡)、及び同地下2階(980㎡)に仮設図書館として移設し、さらには(2)看護系教室等の増築が竣工する令和5年6月以降には、その増築棟2階フロア(約472㎡)を令和8年3月まで仮設図書館として利用することとしている。(1)総合教育研究棟(仮称)は、現時点では令和8年8月に竣工予定となっており、教育・研究環境に支障が起きないように配慮しながら50周年記念事業を段階的に進めている。

今回の収容定員の増員では、上述した(2)看護系教室等の増築として、看護学部棟の増築を実施している。看護学部増築棟は約180人が一度に学修できる大教室4室(約214㎡2室、約236㎡2室)を配置し、定員増に十分対応可能な教室を確保している。基礎看護学実習室ではこれまで器材・物品を同室内で管理していたが、隣接する教室を専用の器材・物品室に改修することで、基礎看護学実習室(約370㎡)全体を実習室として使用することが可能となり、定員増となった教育に対応することとしている。また助産学教育を始めるに当りに、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められている専用の助産学実習室(約67㎡)を新たに設置し、同規則に定められている機械器具、標本、模型【資料8】などを順次購入、設置していくこととしている。さらに収容定員の増員に伴い教員も計画的段階的に採用していくことから、教育の質の向上はもとより教員の教育・研究の促進を図るべく教員研究室も増室した。これらを含めた看護学部棟(増築棟含む)の定員収容後の施設・設備構成は次の通りである(表7)。

【表7 看護学部棟(増築棟含む)の施設・設備構成】

No	教室名	部屋数	
		変更前	変更後
1	大教室(約180人収容)	<u>0</u>	<u>4</u>
2	大教室(約120人収容)	<u>4</u>	<u>3</u>
3	中教室(約60人収容)	4	4
4	基礎看護学実習室	1	1
5	母性・小児臨床看護学実習室	1	1
6	成人・老年臨床看護学実習室	1	1
7	精神・地域臨床看護学実習室	1	1
8	助産学実習室	<u>0</u>	<u>1</u>
9	シミュレーション室	1	1
10	学習室	1	1
11	多目的室	1	1
12	教員研究室(個室)	<u>29</u>	<u>32</u>
13	教員研究室(2人部屋)	<u>0</u>	<u>3</u>

14	教員研究室（4人部屋）	3	3
15	教員研究室（大部屋）	<u>1</u>	<u>3</u>

また、学生の憩いの場、交流の場として看護学部棟内にラウンジを設けているほか、学習室には30台のノートパソコンを設置し、学生の自律した学習、実習前に電子カルテ知識の修得など、教育・学生生活活動の充実に役立てている。

以上のように、大学全体の施設・設備において、定員変更前の状況と比較してもこれまでと同等の教育環境は担保されている。

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要																
(看護学部看護学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
人文科学	哲学	1前		1		○								兼1	オムニバス	
	文学	1前		1		○								兼1		
	芸術	4後		1		○								兼3		
	ジェンダーとセクシュアリティ	1前		1		○								兼1		
	生命倫理学	1後		1		○								兼3		
	宗教学	3前		1		○								兼1		
	壬生の歴史と文化	1後		1		○								兼1		
	小計（7科目）	—	0	7	0	—			0	0	0	0	0	0		兼11
	自然科学	化学	1前		1		○									
生物学		1前		1		○									兼1	
人間工学		1後		1		○									兼1	
生活環境論		1後		1		○									兼1	
地球環境論		3前		1		○									兼1	
天文と気象		4前		1		○									兼1	
小計（6科目）		—	0	6	0	—			0	0	0	0	0	0	兼5	
基盤科目 社会科学	ボランティア論	1前		1		○									兼1	
	人間と歴史	1後		1		○									兼1	
	社会学	3前		1		○									兼1	
	異文化理解	4前		1		○									兼1	
	国際社会の動向	2前・3前		1		○									兼1	
	スポーツと健康	1前		2				○							兼1	
	日本国憲法と人権	1後		2		○									兼1	
	小計（7科目）	—	0	9	0	—			0	0	0	0	0	0	兼7	
アカデミックスキル	コミュニケーション英語	1前	1			○									兼1	
	医療英語	1後	1			○									兼1	
	実践英語	2後・3後		1		○									兼1	
	アカデミック英語	4前		1		○									兼1	
	中国語 ○	2前		1		○									兼1	
	韓国語 ○	2前		1		○									兼1	
	フランス語 ○	2前		1		○									兼1	
	ドイツ語 ○	2前		1		○									兼1	
	情報リテラシー	1前	2			○									兼1	
	教育原論	1前	2			○			1							
	統計学	1後	1			○			1							
	アカデミックスキル基礎	1前	1			○			11	12	12	11			共同	
	アカデミックスキル応用	1後	1				○		3	1	2	2			共同	
	情報技術の進歩と医療	3前		1		○									兼1	
小計（14科目）	—	9	7	0	—			11	12	12	11	0		兼6		
専門基盤科目 健康	人体の構造Ⅰ	1前	2			○									兼1	
	人体の構造Ⅱ	1前	1			○									兼1	
	人体の機能Ⅰ	1後	2			○									兼1	
	人体の機能Ⅱ	1後	1			○									兼1	
	生化学	1後	1			○									兼1	
	発達心理学	1前	2			○									兼1	
	病態治療内科学	2前	2			○			2						兼12	
	オムニバス															

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
健康	病態治療外科学	2前	2			○			1	1				兼14	オムニバス
	微生物学	1後	1			○				1				兼1	
	病理学	1後	1			○								兼1	
	薬理学	2前	1			○			1					兼1	
	臨床栄養学	2前	1			○								兼1	
	臨床検査	2前	1			○			1		1			兼5	オムニバス
	臨床心理学	2後		1		○								兼1	
	リハビリテーション論	3前		1		○			1						
	放射線と看護	2後		1		○					1			兼2	オムニバス
	東洋医学	2後		1		○								兼1	
	補完代替療法	3前		1		○			1	1					一部共同
	社会保障論	2前	1			○								兼1	
	公衆衛生学	1後	1			○			1						
	疫学・保健統計	3後		1		○			1						
	保健医療福祉行政論	2後	2			○			1	2	1	1			オムニバス・一部共同
	学校保健と産業保健	3前		2		○				1				兼1	オムニバス
	周産期医学	3前		1		○								兼1	
	多職種連携論	2前	1			○				1					
小計 (25 科目)	—	23	9	0	—			6	6	3	1	0	兼41		
専門 基盤 科目	看護学原論	1前	2			○			1	1					オムニバス
	看護倫理	2後	1			○			2	1				兼1	オムニバス・一部共同
	看護人間関係論	1前	2			○			1					兼1	オムニバス
	日常生活援助論	1前	2				○			1	2	1			共同
	診断-治療援助論	1後	2				○			1	2	1			共同
	看護過程展開論	2前	2				○		1	1	3	2			共同
	フィジカルアセスメント	2前	2				○			1	3	2			共同
	成人看護学	1後	1			○			1	2	1				一部共同
	高齢者看護学	1後	1			○			1						
	高齢者看護方法論	2前	2				○		1		1	2			一部共同
	急性期看護学	2後	1			○				1	1	1			オムニバス・一部共同
	急性期看護方法論	3前	2				○			1	1				オムニバス・一部共同
	慢性期看護学	2後	1			○			1	2	1				オムニバス
	慢性期看護方法論	3前	2				○		1	2	1				オムニバス・一部共同
	母性看護学	2前	1			○			1	1		2			オムニバス・一部共同
	母性看護方法論	2後	2				○		1	1		3			オムニバス・一部共同
	小児看護学	2前	1			○			1	1	1				オムニバス
	小児看護方法論	2後	2				○		1	1	1				オムニバス・一部共同
	在宅看護学	2前	1			○				1	2				一部共同
	在宅看護方法論	2後	2				○			1	2				共同
	精神看護学	2後	1			○			1						
	精神看護方法論	3前	2				○		1	1	1	1			オムニバス・一部共同
	公衆衛生看護学	2前	1			○				1		1			オムニバス・一部共同
	公衆衛生看護方法論	2後	2				○			1		1			一部共同
	エンドオブライフケア論	3前		1		○			1						
	がん看護学	3前		1		○			1	1	1				オムニバス
	感染看護学	3前		1		○					1				
	災害看護学	3前		1		○				1	2	3			一部共同
家族看護学	3前		1		○				1	2				オムニバス	
医療安全	3前	1			○			1		1				オムニバス	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門基盤科目	国際看護学演習	2後・3後		1				○		1	2				一部共同
	養護概説	3前		2			○			1					
	女性の基礎科学	2後		1			○			1	1		2		オムニバス・一部共同
	助産学概論	3前		1			○			1			1		一部共同
	産褥期助産診断・技術学	3前		1			○			1	1		4		一部共同
	新生児・乳幼児期助産診断・技術学	3前		1			○			1	1		1		オムニバス・一部共同
	小計 (36 科目)	—	39	12	0	—			9	9	11	11	0	兼2	
専門科目	コミュニティヘルスインターンシップ	1前	1					○			2	12	7		
	看護学基礎実習	1後	1					○			2	4	2		
	日常生活援助実習	2後	2					○			2	4	2		
	高齢者看護学実習	2後	2					○	1		1	2	2		
	多職種連携実習	2後	1					○	3	4		1	1		
	急性期看護学実習	3後	2					○	1	1	2	1	1		
	慢性期看護学実習	3後	2					○	1	2	1				
	母性看護学実習	3後	2					○	1	1		4			
	小児看護学保健実習	2後	1					○	1	1	1				
	小児看護学医療実習	3後	1					○	1	1	1				
	在宅看護学実習	3後	2					○		1	2				
	精神看護学実習	3後	2					○	1	1	1	1			
	看護統合実習	3後	2					○	8	11	12	11			
	課題探究実習	4前	2					○	8	11	12	11			
小計 (14 科目)	—	23	0	0	—			10	12	12	11	0	兼0		
専門科目	看護研究方法論	3前	1				○				1				
	国際看護学	4前	1				○				1				共同
	看護管理	4前	1				○		1	1					
	看護理論	3後		1			○		1						オムニバス・一部共同
	クリティアカルケア論	3後		1			○			1	1	1			
	臨床推論	3後		1			○				1				
	看護教育	4後		1			○				1				
	遺伝看護学	4後		1			○				1				兼3
	看護と政策	4後		1			○		1						オムニバス
	キャリアデザイン	1通	1				○				1				
	キャリアデザイン演習	2通	1					○			1				
	キャリア発達論	4後	1				○				1				
	卒業研究ゼミナール	4前	1					○	10	12	12	11			
	卒業研究	4通		2				○	10	12	12	11			
小計 (14 科目)	—	7	8	0	—			10	13	12	11	0	兼3		
自由科目	保健師課程	4前			2		○			1	2		1		一部共同
	地域保健実習	3後			1			○	1	2		1			
	公衆衛生看護学実習	4前			3			○	1	2		1			
	小計 (3 科目)	—	0	0	6	—			1	2	0	1	0	兼0	
助産師課程自由科目	地域母子保健	3後			1		○			1			1		オムニバス・一部共同
	妊娠期助産診断・技術学	3後			1		○		1	1		4			オムニバス・一部共同
	分娩期助産診断・技術学	3後			1		○		1	1		4			オムニバス・一部共同
	ハイリスク助産診断・技術学	3後			1		○			1		4			オムニバス・一部共同
	助産診断・技術学演習	4前			2			○	1	1		4			兼1
	助産管理	4前			1		○		1						
	助産学継続事例実習	4前			1			○	1	1		4			
	助産学実習	4前			9			○	1	1		4			
	助産学助産管理実習	4前			1			○				4			
	小計 (9 科目)	—	0	0	18	—			1	1	0	4	0	兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
養護教諭課程自由科目	教職概論	1前			1	○			1							
	教育制度論	1前			1	○			1							
	特別支援教育概論	3前			1	○			1							
	生徒指導論	1後			1	○			1							
	教育相談論	1後			1	○			1							
	道徳・特別活動・総合的学習指導論	3前			2	○									兼1	
	教育課程論	1前			1	○			1						兼2	オムニバス
	教育方法論	3後			2		○		1						兼1	
	教職総合演習	3後			1		○		2							共同
	教職実践演習	4後			2		○		4							共同
	養護実習	4前			5		○		1							
小計（9科目）		—	0	0	18		—	4	0	0	0	0	0	兼2		
合計（144科目）			—	101	58	42	—	15	13	12	11	0	0	兼75		
学位又は称号		学士（看護学）			学位又は学科の分野			保健衛生学関係（看護学関係）								
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等								
<p>1. 次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上を修得し、124単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【人文科学】【自然科学】【社会科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得（看護師教育課程履修者は3・4年次でそれぞれ1単位修得）</p> <p>③上記①②に加え、《基盤科目》の選択科目から5単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【看護】の選択科目から3単位修得</p> <p>②上記①に加え、《専門基盤科目》の選択科目から4単位以上修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>2. 保健師教育課程履修者は、次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上、保健師課程自由選択科目6単位を修得し、130単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【社会科学】の選択科目「日本国憲法と人権」「スポーツと健康」を4単位修得</p> <p>③【人文科学】【自然科学】【社会科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得</p> <p>④上記①②③に加え、《基盤科目》の選択科目から3単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【健康】の選択科目「学校保健と産業保健」「疫学・保健統計」を3単位修得</p> <p>②【看護】の選択科目「災害看護学」を1単位修得</p> <p>③【看護】の選択科目から2単位修得</p> <p>④上記①②③に加え、《専門基盤科目》の選択科目から1単位以上修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>(4) 《保健師課程自由選択科目》から、自由選択科目6単位修得</p> <p>3. 助産師教育課程履修者は、次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上、助産師課程自由選択科目18単位を修得し、142単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【人文科学】【自然科学】【社会科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得</p> <p>③上記①②に加え、《基盤科目》の選択科目から5単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【健康】の選択科目「周産期医学」を1単位修得</p> <p>②【看護】の選択科目「女性の基礎科学」「助産学概論」「産褥期助産診断・技術学」「新生児・乳幼児期助産診断・技術学」を4単位修得</p> <p>③上記①②に加え、《専門基盤科目》の選択科目から2単位以上修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>(4) 《助産師課程自由選択科目》から、自由選択科目18単位修得</p> <p>4. 養護教諭課程履修者は、次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上、養護教諭課程自由選択科目17単位を修得し、141単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【社会科学】の選択科目「日本国憲法と人権」「スポーツと健康」を4単位修得</p> <p>③【人文科学】【自然科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得</p> <p>④上記①②③に加え、《基盤科目》の選択科目から3単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【健康】の選択科目「臨床心理学」「学校保健と産業保健」「疫学・保健統計」を4単位修得</p> <p>②【看護】の選択科目「感染看護学」「養護概論」を3単位修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>(4) 《養護教諭課程自由選択科目》から、自由選択科目17単位修得</p>								1学年の学期区分		2学期						
								1学期の授業期間		15週						
								1時限の授業の標準時間		90分						

学則変更の趣旨等を記載した書類（別添資料）

— 目次 —

資料 1	栃木県毎月人口調査報告書（2022 年）	2
資料 2	栃木県保健医療計画（第 7 期）	3
資料 3	令和 2 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況（厚生労働省）	5
資料 4	2022 年病院看護実態調査（日本看護協会）	7
資料 5	賛同書	9
資料 6	履修モデル	13
資料 7	獨協医科大学就業規則	17
資料 8	獨協医科大学 看護学部（助産師養成所）専門科目に係る 100 点程度の機械器具、標本、模型の名称及び数を記載した書類	30

年齢別人口及び構成比・平均年齢（栃木県）

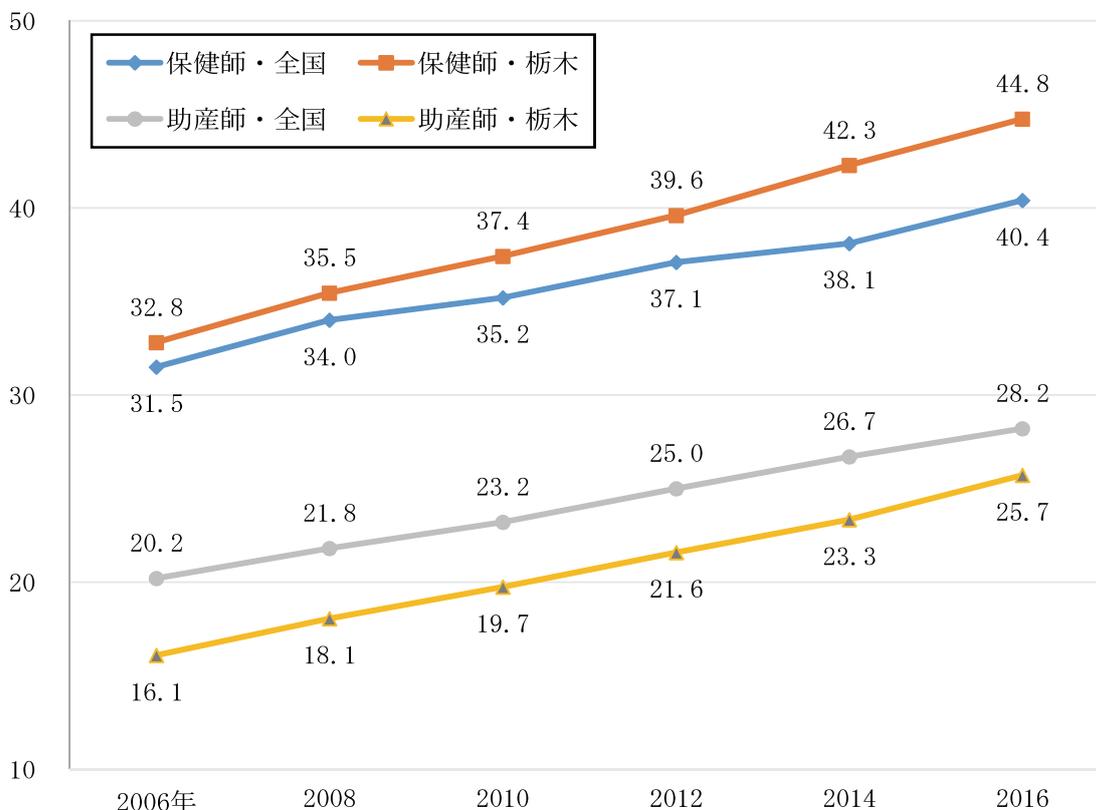
男女・年齢区分	令和4年 (2022)
総数(人)	1,908,380
15歳未満	216,405
15～64歳	1,093,378
65歳以上	562,998
75歳以上	280,508
100歳以上	1,183
不詳	35,599
構成比(%)	
15歳未満	11.6
15～64歳	58.4
65歳以上	30.1
75歳以上	15.0
男(人)	951,965
15歳未満	111,462
15～64歳	567,419
65歳以上	252,870
75歳以上	114,680
100歳以上	128
不詳	20,214
構成比(%)	
15歳未満	12.0
15～64歳	60.9
65歳以上	27.1
75歳以上	12.3
女(人)	956,415
15歳未満	104,943
15～64歳	525,959
65歳以上	310,128
75歳以上	165,828
100歳以上	1,055
不詳	15,385
構成比(%)	
15歳未満	11.2
15～64歳	55.9
65歳以上	33.0
75歳以上	17.6
平均年齢(歳) 総数	48.4
" 男	47.0
" 女	49.8

4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

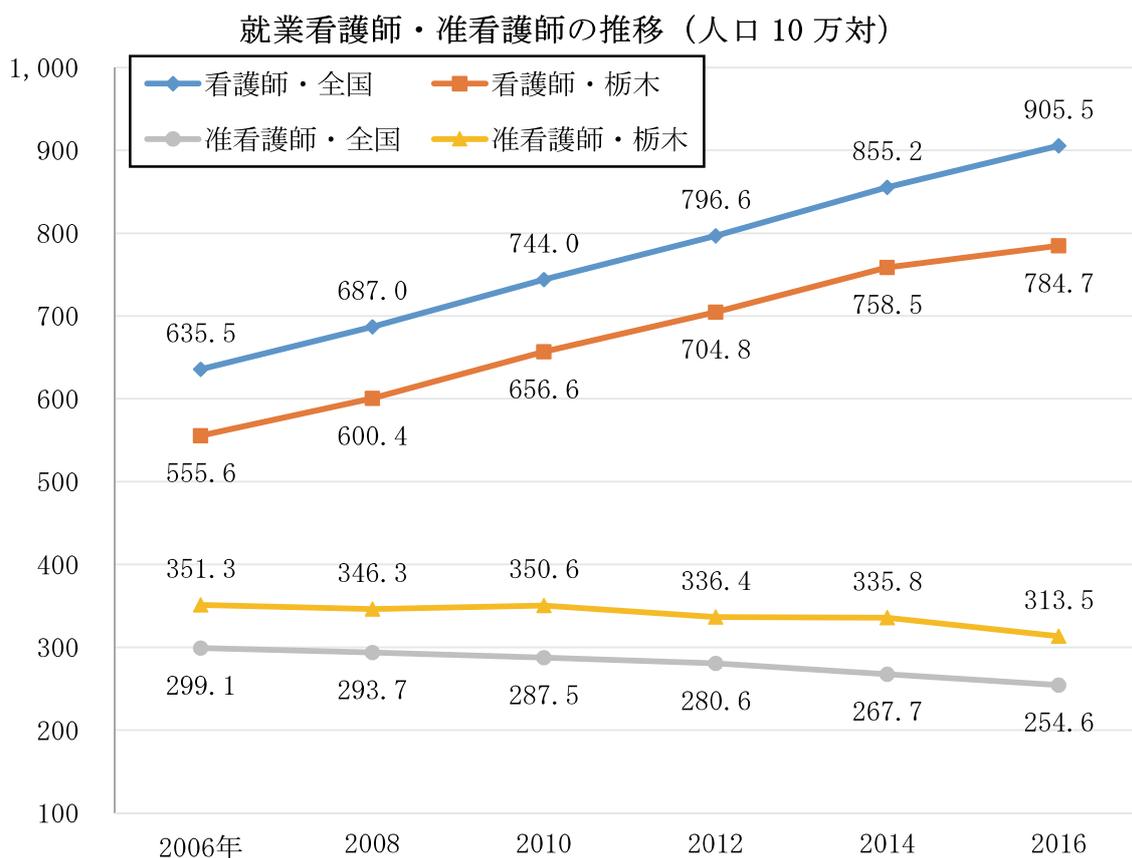
【現状と課題】

- ① 平成28（2016）年末の本県の看護職員は、人口10万人当たり、保健師が44.8（全国40.4）、助産師が25.7（全国28.2）、看護師が784.7（全国905.5）、准看護師が313.5（全国254.6）であり、准看護師を除く保健師、助産師、看護師は増加傾向が見られていますが、助産師及び看護師は全国値を下回っています。
- ② 少子高齢化による医療・介護のニーズ増大に伴い、看護職員の需要は様々な分野で高まり、改めて需給の推計が必要となっています。
- ③ 保健師は、生活習慣病対策、介護予防、高齢者や児童の虐待防止、地域包括ケアシステムの構築、健康危機管理対策等、多岐にわたる健康課題に多職種と協働しながら対応できる専門的能力と行政的能力が求められています。
- ④ 助産師は、安全で安心な出産を推進する他、ニーズの多様化を踏まえた周産期医療や母子保健に対応するための実践力向上が求められています。
- ⑤ 看護師及び准看護師は、医療の高度化や専門化及び在宅医療の普及、介護・福祉分野での医療との連携の必要性の高まりに伴い、それらに対応できる知識や技術の向上が求められています。

就業保健師・助産師の推移（人口10万対）



【資料：厚生労働省「衛生行政報告例」】



【資料：厚生労働省「衛生行政報告例」】

【施策の展開方向】

- ① 新たに看護職を目指す人材の確保のために、修学資金の貸与による学生の支援や養成所の支援を行います。
- ② 離職を防止するために、働き続けられる勤務環境の整備を推進します。
- ③ 再就業を促進するために、離職者に向けた復職支援に取り組みます。
- ④ 経験や到達段階に応じた研修の実施を推進し、専門分野における実践力の向上を支援します。
- ⑤ 社会ニーズに対応できる保健師育成に向け、効果的な現任教育のあり方を検討します。
- ⑥ 実践力のある助産師育成のために、経験に応じてスキルアップを目指す研修機会を提供します。
- ⑦ 高度化・多様化する医療機能に対応できる看護師育成のため、研修支援を展開します。

(5) 都道府県別にみた人口10万対就業保健師等数

都道府県別に人口10万人当たりの保健師数をみると、「長野県」が82.6人と最も多く、次いで「高知県」が80.7人、「山梨県」が80.2人となっている。一方、「神奈川県」が26.9人と最も少なく、次いで「大阪府」が27.7人、「埼玉県」が30.7人となっている。（図2）

人口10万人当たりの助産師数をみると、「島根県」が50.7人と最も多く、次いで「鳥取県」が46.4人、「長野県」が43.9人となっている。一方、「広島県」が24.0人と最も少なく、次いで「埼玉県」が24.1人、「愛媛県」が24.3人となっている。（図3）

図2 人口10万対就業保健師数

令和2（2020）年末現在

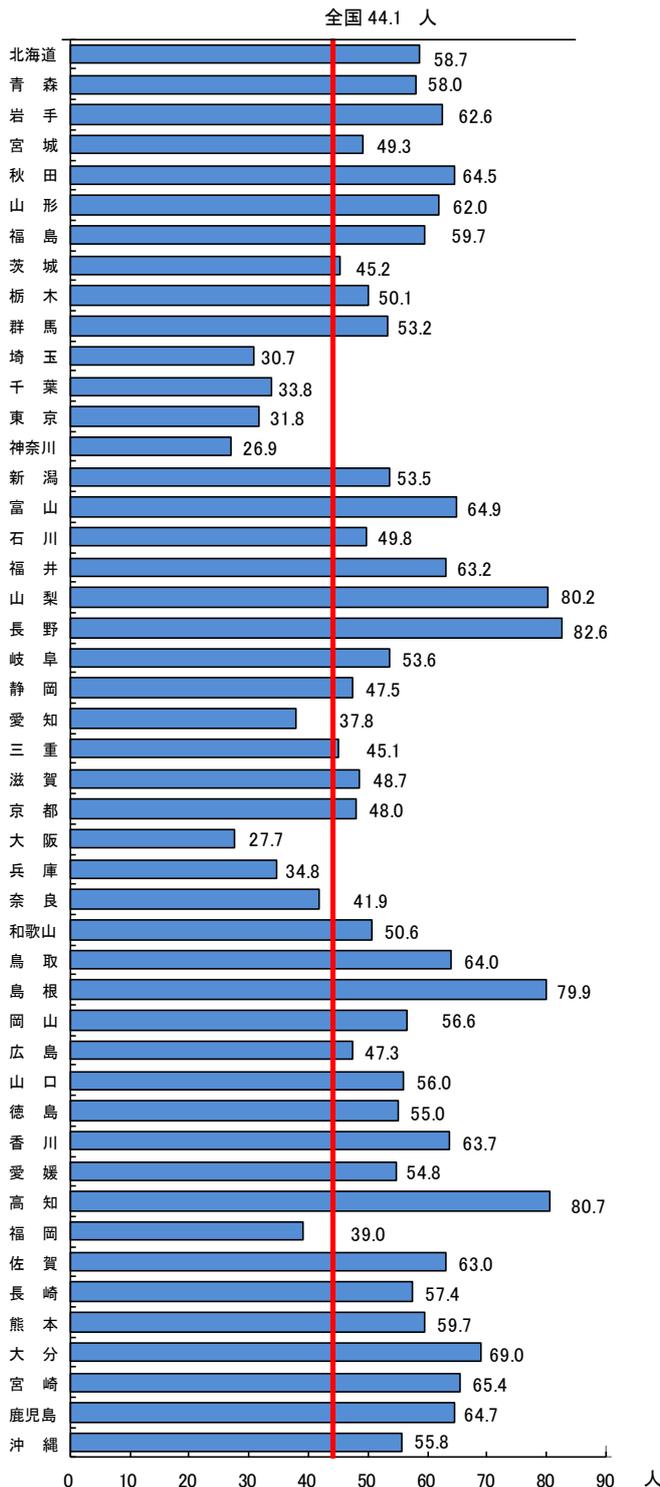
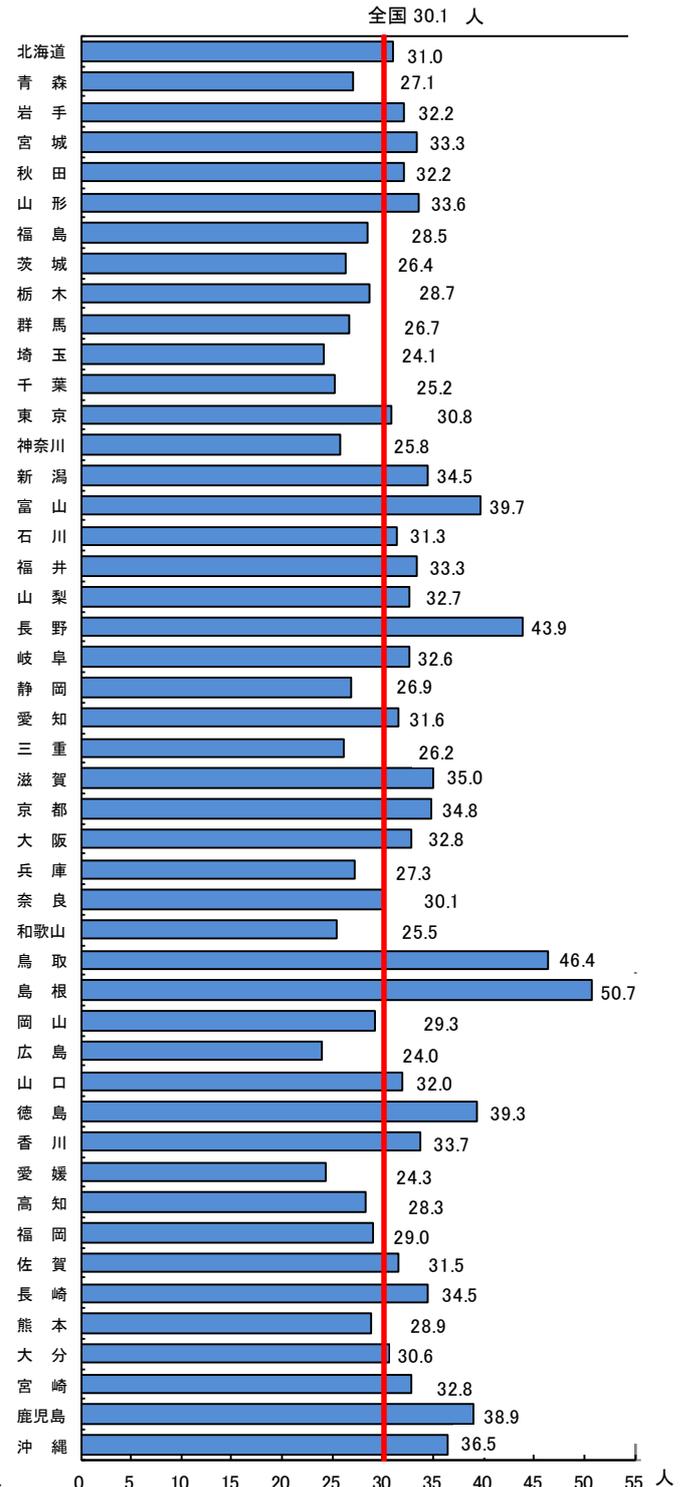


図3 人口10万対就業助産師数

令和2（2020）年末現在



人口10万人当たりの看護師数をみると、「高知県」が1,623.4人と最も多く、次いで「鹿児島県」が1,476.0人、「佐賀県」が1,403.6人となっている。一方、「埼玉県」が736.9人と最も少なく、次いで「千葉県」が770.0人、「神奈川県」が791.8人となっている。（図4）

人口10万人当たりの准看護師数をみると、「熊本県」が542.7人と最も多く、次いで「宮崎県」が540.6人、「佐賀県」が529.8人となっている。一方、「東京都」が85.9人と最も少なく、次いで「神奈川県」が90.4人、「滋賀県」が109.9人となっている。（図5）

図4 人口10万対就業看護師数

令和2（2020）年末現在

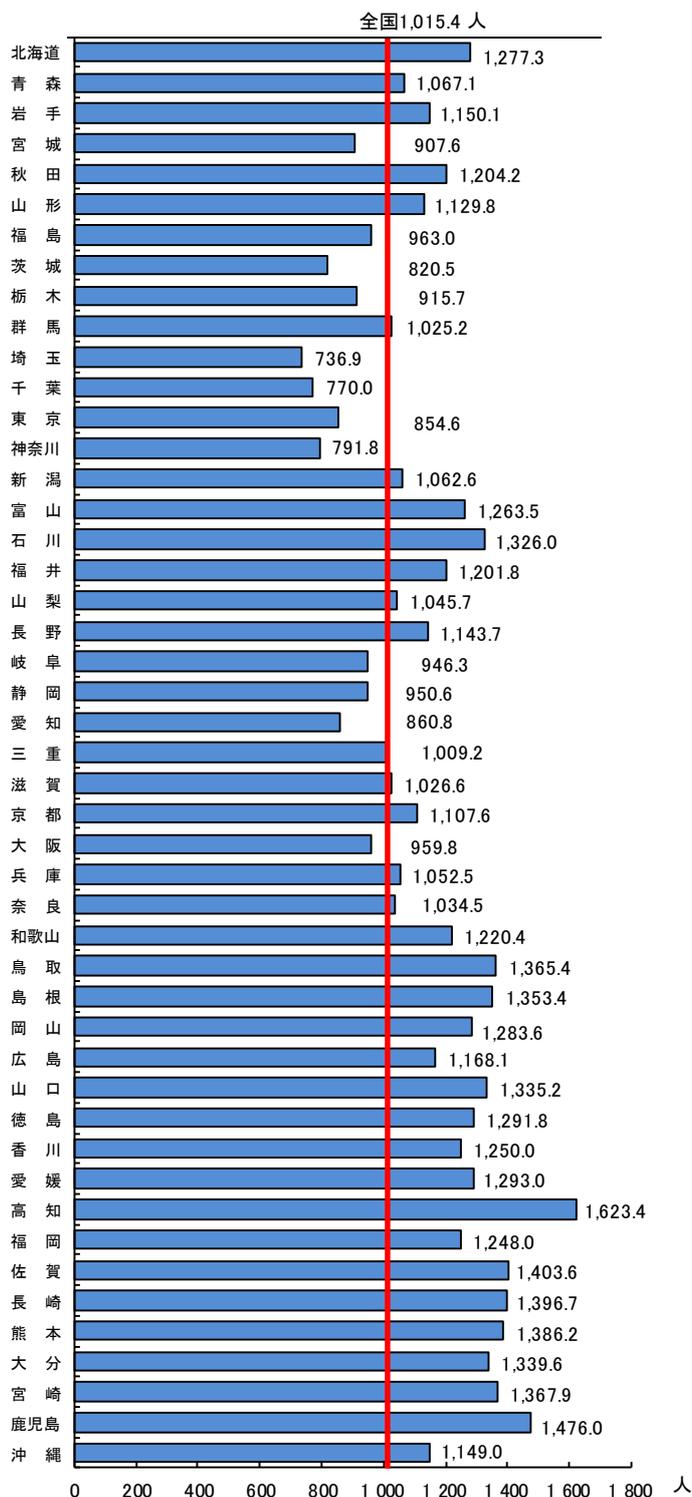
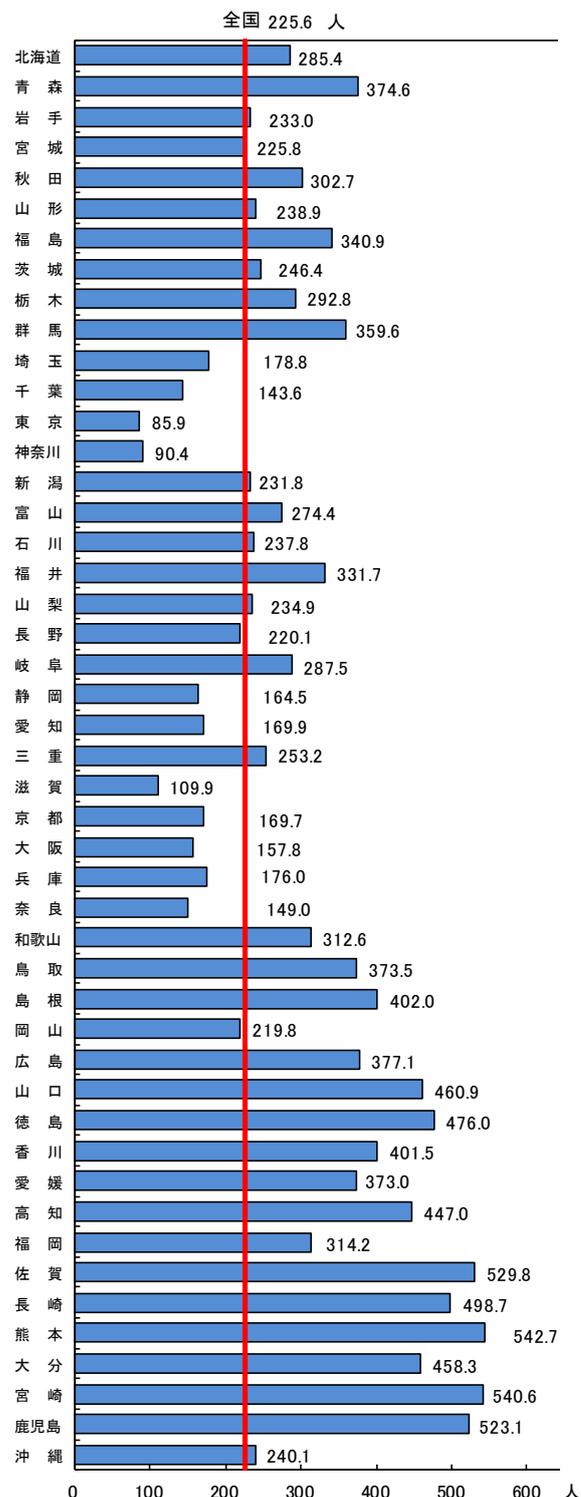


図5 人口10万対就業准看護師数

令和2（2020）年末現在



News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年3月31日

表 3 都道府県別・看護職員離職率

	2021年度離職率(2022年調査)				2020年度離職率(2021年調査)			
	回答施設数	正規雇用看護職員	新卒採用者	既卒採用者	回答施設数	正規雇用看護職員	新卒採用者	既卒採用者
全体	2,659	11.6%	10.3%	16.8%	2,432	10.6%	8.2%	14.9%
北海道	148	11.4%	8.2%	14.8%	143	10.5%	5.3%	14.7%
青森県	29	7.3%	10.3%	9.4%	34	6.9%	6.7%	18.7%
岩手県	38	7.4%	10.7%	24.0%	34	6.1%	9.0%	24.6%
宮城県	54	9.6%	12.3%	9.6%	39	8.6%	7.1%	12.9%
秋田県	22	7.6%	8.0%	6.7%	22	7.4%	5.7%	9.6%
山形県	33	7.3%	9.1%	12.4%	33	6.1%	4.7%	9.9%
福島県	42	8.9%	8.0%	12.8%	39	7.3%	9.8%	14.3%
茨城県	57	10.7%	8.0%	11.2%	51	10.7%	7.8%	21.4%
栃木県	31	10.7%	14.3%	14.7%	33	10.1%	15.0%	13.2%
群馬県	47	9.1%	7.0%	16.6%	40	8.3%	9.0%	3.8%
埼玉県	108	13.3%	12.6%	16.0%	85	13.0%	8.7%	20.7%
千葉県	105	13.5%	10.2%	13.1%	91	11.9%	6.4%	11.9%
東京都	190	14.6%	12.3%	20.7%	165	13.4%	10.6%	17.4%
神奈川県	128	14.6%	11.2%	20.4%	123	14.0%	8.6%	20.0%
新潟県	56	9.3%	7.6%	14.0%	46	8.0%	8.9%	10.8%
富山県	35	8.8%	5.1%	12.3%	33	8.6%	2.9%	13.6%
石川県	28	9.6%	6.6%	14.2%	25	10.8%	5.6%	28.9%
福井県	23	8.4%	3.7%	8.7%	31	7.3%	5.2%	8.6%
山梨県	17	7.4%	8.6%	13.4%	23	8.7%	5.8%	10.9%
長野県	47	8.3%	5.3%	7.0%	44	8.2%	5.1%	9.2%
岐阜県	33	9.3%	12.8%	14.8%	28	10.8%	9.3%	15.0%
静岡県	63	11.7%	4.1%	17.9%	52	8.5%	6.1%	8.5%
愛知県	93	12.8%	8.3%	13.0%	97	12.2%	6.9%	13.1%
三重県	30	10.8%	6.6%	20.0%	35	9.8%	4.9%	18.0%
滋賀県	33	10.9%	5.8%	17.8%	30	10.2%	9.9%	17.4%
京都府	71	12.0%	9.8%	15.8%	73	11.7%	7.2%	13.1%
大阪府	147	14.3%	12.3%	23.5%	132	12.3%	9.2%	16.8%
兵庫県	133	12.8%	12.4%	17.7%	108	11.7%	10.7%	10.0%
奈良県	33	12.3%	7.9%	15.1%	34	10.8%	8.1%	19.5%
和歌山県	26	10.5%	11.2%	23.1%	22	9.7%	8.7%	15.2%
鳥取県	22	7.7%	11.2%	15.8%	16	7.4%	4.7%	7.3%
島根県	25	7.5%	6.6%	8.1%	24	6.5%	4.7%	6.7%
岡山県	70	9.9%	9.2%	14.7%	64	10.2%	7.9%	23.4%
広島県	99	10.1%	10.3%	17.0%	75	8.3%	7.4%	13.8%
山口県	36	10.1%	11.5%	15.6%	44	9.6%	10.4%	15.0%
徳島県	19	5.9%	11.1%	16.4%	21	7.1%	7.5%	3.6%
香川県	23	9.4%	17.1%	22.1%	20	8.5%	14.5%	4.5%
愛媛県	27	10.8%	12.0%	12.1%	22	8.8%	4.7%	14.3%
高知県	29	9.7%	9.8%	17.5%	26	7.8%	5.3%	13.6%
福岡県	106	11.3%	10.4%	15.4%	112	10.2%	8.6%	12.7%
佐賀県	23	8.0%	9.0%	8.8%	22	7.2%	6.3%	13.6%
長崎県	47	11.0%	13.3%	15.8%	38	8.3%	6.3%	9.1%

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年3月31日

熊本県	84	10.1%	8.3%	19.5%	67	9.2%	9.2%	11.1%
大分県	55	10.8%	11.3%	16.9%	39	9.3%	5.7%	22.4%
宮崎県	23	10.5%	11.0%	16.9%	28	8.1%	9.0%	13.0%
鹿児島県	32	10.0%	9.1%	19.2%	41	9.4%	4.7%	21.1%
沖縄県	33	11.3%	7.7%	11.6%	28	10.9%	7.5%	4.9%
無回答・不明	6	11.8%	0.0%	23.1%	0	-	-	-

※「回答施設数」には正規雇用看護職員離職率算定の基となった数を記載。

5) 総退職者数の増減状況と新型コロナの影響

- 2021年度の総退職者数が前年度より増加した(「とても増加した」「やや増加した」の合計)と回答した病院は約35%で、前年度の調査よりも、約8ポイント増えた(図2)。
- 増加したと回答した場合に、増加に新型コロナウイルス感染症が影響している(「大いに影響している」「やや影響している」の合計)と回答したのは約38%で、昨年度よりも約3ポイント増えており、一定の影響が示唆された(図3)。

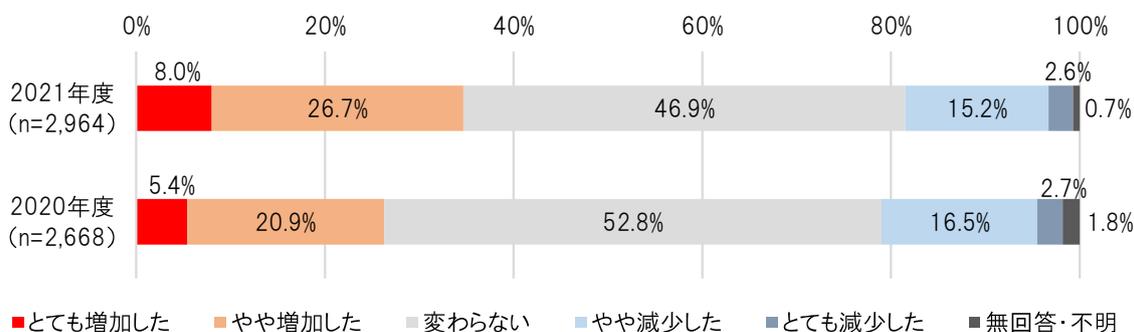


図2 総退職者の増減状況

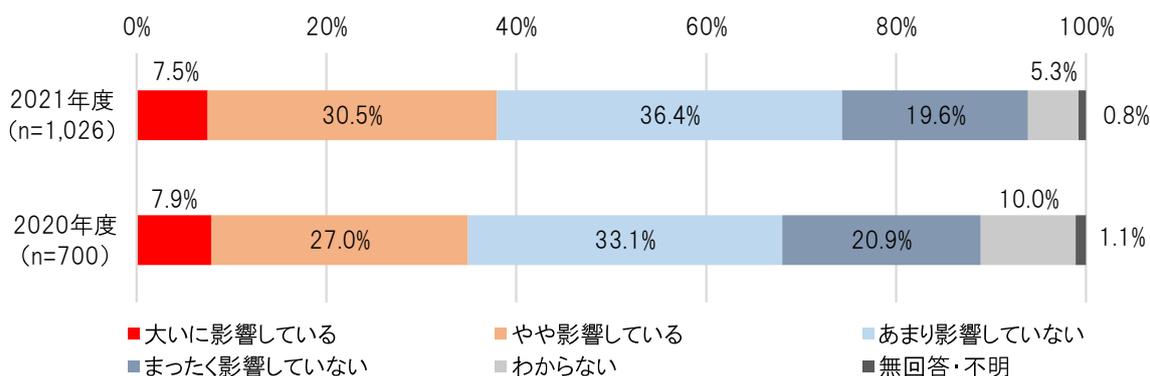


図3 総退職者数が増加した場合の新型コロナの影響